

本日の会議に付した事件

平成25年第4回山元町議会定例会（第2日目）

平成25年12月10日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第4回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、12番佐山富崇君、13番後藤正幸君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

一般質問通告書の受理。岩佐哲也君ほか10人の議員から一般質問の通告を受理したので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し明確に、答弁は誠実で簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を許します。

岩佐哲也君、登壇願います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。おはようございます。それでは、平成25年第4回山元町議会定例会におきまして、大綱2件、細部項目12件について一般質問を行います。

あの忌まわしい東日本大震災から2年9か月が過ぎようとしています。町長はその間、町の復旧・復興に全力を挙げて取り組んでこられ、前進しつつあることは評価をするものであります。がしかし、一方では町政のかじ取りの意思決定の方法においてはなかなか町民の理解ができないことが特に多く、町民の間でも不満が蓄積してきているというのも事実でございます。その原因は何かと私なりに考えますと、どうも町民との合意形成に力を注ぐべきであるが、その点の少し不足しているのではないかと、あるいは議会とのコミュニケーション不足にも原因があるのではないかとというふうに私は思う。すな

わち、その政治姿勢に問題があるのではないかという私なりの思いに至ったわけであり
ます。

そこで、町民のためにこのままでよいのかと。ぜひとも町長にはその辺を考え直して
いただきたいと。今後の町政運営に当たっては町民の合意形成、あるいは議会とのコミ
ュニケーション、信頼関係を築くそういうふうにもう少し努力してもらえないか。そう
いう観点から大綱2点、今回の質問とします。

そこで第1点目、町長の政治姿勢についてということで何項目か、7項目ほど質問さ
せていただきます。

1点目は、笠野赤坂地区、磯大壇地区への集団移転要望に対する回答が1年半前からの
の要望が出ておったのがやっと回答が出たということですが、残念ながらいろいろ新進
回答、検討いただいたというにしては全くのゼロ回答である。ゼロということは当初や
るということだったんですが、全く180度変わりまして結果としては一切だめと。移
転は別にしてももうちょっと住民の意向に沿った検討、あるいは説明があつて、なおか
つこういふ結論だったという説明をもうちょっとあつてもしかるべきではないかという
観点から1点笠野地区、大壇地区への防災集団移転お伺いするものであります。それに
関連することではありますが、2点目としてはその請願があつたものに対して全会一致と
いうことで請願採択された。請願法では第5条では採択されたものは誠実に町長は対応
しなければならない。実際その誠実さという中身がよく見えないままに希望に少なか
った。防災集団移転地の数字に達しなかったという理由で一切取り上げて結果としては全
く採択された請願とは逆の方向の結論がなされたということでその辺の質問をさせてい
ただきます。それから3点目は道合地区の排水対策であります。これは同僚議員から
も質問出ていますので簡単にはあれしようと思うんですが、特にあそこの排水対策とい
うのはこれは防災集団とは全く関係ない。あるいは災害とは関係災害とか津波に防災震
災とは全く関係ない大雨による被害というのが非常に大きい。あわせて今回の地盤沈下
ということも含めてより一層従来よりも土のう完遂であるとかそういったものがある
ということで、住民が約20軒近くある住民が困っている。その解決策を至急やるべきで
あるが、なかなか前向きの取り組みが前に進んだ内容の取り組みがされていないとい
うことに問題があるので、その辺の質問をするものであります。

4点目は道合地区の土地利用の考え方ということで、議会とも何回か話をしておりま
すが、今回また議会で申し上げているのとちょっと違う方向での意見が出てきている。
提案がなされているということで、その辺の問題を町長の考え方、姿勢をちょっとお尋
ねするものであります。

それから5点目、これは先の議会で決議した事項であります。あの地区に現存する
坂元笠野地区のあの域、現在の山下駅から南東部に位置する既存の住宅、集落地点の安
全対策は一体その後どうなっているのかと前回の議会で議決いたしました。その後の経
過を説明を求めるものであります。

それから6番目、11月15日坂元公民館で住民への防災集団移転の変更についての
説明会がありました。その際、町長は人口流出はやむを得ないと、人口減少はやむを得
ないと。それよりも大事なのは住みよい町をつくるのが大事なんだという発言をみんな
の前でされています。そういった発言の真意を確認するものです。

それから7番目、今まで1から6まで申し上げてきました。取り上げた問題を含めて

どうも住民の意見を集約するという姿勢に少し弱いのではないかと同時に議会への説明なり議会ともしっかりと議論し議会で議決したものを真摯に誠実に受け止めるという姿勢にそこに欠けている部分があるのではないかとということで、改めてその辺の姿勢を問うものであります。あくまでもこれは今がどうのこうのは別にしまして、今後そういったことは改めていくべき、ほしいという意味での質問でございますのでその辺の回答をよろしくお願ひしたい。

それから大綱の第2、復興関連諸問題についてということですが、1番目新坂元駅のホームがこの前JRの区長さんの方から説明ありました。1面1線方式。1面1線という何のことかよくわからなかったんですが、図面、写真を見て説明受けて初めて分かったんですが、ホームは一つで、しかも線路は1本だけ。上下線共通で使うというのが説明がありました。この辺についての町の考え方、町長の考え方をどういう経過で道理でそれでいいのかという角度から質問するものであります。

2点目は坂元川の河口付近に従来あった水門が今度なくなるという話もちろちら何かの会議で出ている。地区住民、地元住民との地権者との話だったようですけれども、これは議会でも正式には説明は今までないし、町民に一般町民の説明もまだないのではないかとと思うんですが、その辺の真偽と真偽のほどと、それと本当にそうであればどういう経過なのか。安全は守られるのかという観点からの質問させていただくものであります。それから新坂元周辺への保育所設置の方も、これも先の議会で同僚議員から質問ありましたが、あの回答の中でも私もまだまだ不十分といいますか納得できない部分があるので再度質問させていただくものであり、再度といいますか改めて質問させていただく。

それから4番目、宮城病院地区の工事を集団移転地の工事の進捗状況、その後どうだったか。と同時に、これも先ほど前回の定例会議で質問ありましたが、あの袋状態、袋小路状態になっている道路問題です。この問題をどうしても取り上げないと私も納得しないということでみな住民も納得しないということで取り上げさせていただいている。

それから5番目ですが、ぐるりん号のバスの利便性について。ある仮設住宅でいろいろ懇談をやっていましたら、この問題が出てまいりましたのでちょっと取り上げて、詳細については後ほどまた2回目の質問でさせていただく。

以上、12項目について第1回の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。今議会、総勢11名から大綱27、68点にわたりご質問をちょうだいいたしました。順次、お答えを申し上げます。

最初に岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町長の政治姿勢についての1点目、笠野赤坂地区、磯大壇地区への集団移転要望に対する対応についてですが、これまで累次にわたりお話ししておりますとおり、町としましては大壇地区、赤坂地区への防災集団移転に関する請願書が議会において採択されたことにつきましては、真摯に受け止めております。その上で、両地区への集団移転の可能性については震災復興計画に位置づけられた3地区の新市街地整備に一定の道筋をつけた上で判断すべきと考え、本年7月から8月にかけて実施した新市街地整備のための最終意向確認の結果を踏まえ、整備計画区域で必要な宅地面積を確保できない場合には既存集落との一体性等を考慮し、大壇地区及び赤坂地区の宅地開発を新たに検討

することとしておりました。

しかしながら、最終意向調査の結果、新市街地への移転希望者は1年前と比べ93世帯減少しており、整備計画区域において移転希望者を全て受け入れることが可能であることが判明しましたことから、両地区への集団移転を認めることは困難と考えざるを得ないとの結論に至った次第であります。震災後に人口が2割以上減少する中、町内にとどまり住宅再建しようとする方々の意向をできるだけ酌みたいと考え、熟慮してきたところでありますが、結果として両地区への集団移転を希望していた方々への思いに応えられなかったことは大変心苦しく、また申しわけなく思っております。また、請願の対応について方針を固めるまでに相当の期間を要した結果、請願された方々に対し住宅再建に向け大きな不安を与えてしまいましたことを深くおわび申し上げます。

町としましては、今後両地区への集団移転を希望されていた方々に対し改めて住宅再建のご意向を確認してまいります。できる限り、町内において住宅再建していただけるよう、新市街地3地区への移転を希望される場合には必要戸数を確保するとともに、先般拡充しました津波被災住宅再建支援制度の活用など個々の実情に応じた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に2点目、議会にて全会一致で採択された請願の取り扱いについてお答えいたします。議会が採択すべきものと決定し、執行部に送付された請願については法律上の拘束が約束されるものではございませんが、全会一致であるとそうでないを問わず、民意を反映したものと重く受け止めております。その上で、願意妥当として送付された請願を具体の施策として取り入れるか否かについては、町の政策との整合性はもとより受益の範囲や公平性、将来にわたる町の財政負担など多方面から検討を加え、総合的に判断する必要があると考えております。

次に3点目、坂元道合地区の排水対策と水害からの減災対策についてですが、ご指摘の国道6号と県道に囲われた三角地帯である道合地区へ流入する水は、県道角田山元線北側からの流入、農業用水である谷地川サイフォンからの取水と坂元川大橋上流から取水しております。大雨時にはこれら道合地区に流入する水に加え、当該地区への降雨水も加わりJA坂元スタンド北側の国道6号の横断管に排水されます。排水不良の原因については、当該地区から国道6号の横断管までの高低差が小さいうえに、松村クリニックの東側一帯が地盤沈下しており、道路の排水路の中だるみが生じ、また接続する排水路の一部が土側溝のため、排水速度が著しく阻害されている状況にあります。

当該地区の排水対策及び減災対策といたしましては、農業用水の取水口の適切な管理を行うとともに、排水先であるJA坂元スタンド北側の国道6号横断管に接続する土側溝約90メートルの整備に加え、特に地盤沈下が見られる松村クリニック東の町道町東線の排水系統を集約し整備することにより、排水機能の大幅な改善が見込まれると考えております。しかしながら、当該整備に要する事業費については概算で7,000万円と見込まれることから、町単独で賄うことは困難でありますので、国庫補助事業等を活用し早期の事業化を図りたいと考えております。

次に4点目、坂元道合地区の土地利用計画の考え方についてお答えします。本年7月から8月にかけて、住宅再建に係る意向の変更について調査を行い、並行して公共公益施設の配置や規模など、土地利用計画の策定に向けて検討を進めてまいりました。この間、去る4月16日の特別委員会においては途中段階ではありましたが、公共施設の配

置についてご説明させていただきました。その後、意向調査の精査により希望戸数を確定し、再転入も含めた移転希望者の宅地及びまちづくり協議会からの提言も踏まえ、必要な公共公益施設用地を確保した結果、坂元川南側の新市街地のみでは面積が不足することから、かねて課題となっていた排水対策を講じた上で坂元川北側にも市街地造成が必要と考えております。これまでの議会の審議において、工事費が高額であることや津波減災施設が完成していないことによる安全性に対する指摘からお認めいただけなかったことは真摯に受け止めているところであります。

町といたしましても、ご指摘の内容を精査し工事費については工法の検討によりコスト縮減を図り、防潮堤についても今年度中には約8割が完成し、一定の安全性が確保できつつあることから、ご指摘いただいた内容について改善されてきているものと考えております。また、地元からの請願書や要望書のほか、多数の署名を添えた陳情書が町に提出されておりますので、今後一層議会の皆様と議論を深めながらよりよい方向に進めてまいりたいと考えております。

次に5点目、笠野地区、旧山下駅南東部で現存する地域の安全対策についてお答えいたします。ご質問の地域は第1種危険区域に指定しており、非居住地として建築禁止の区域であります。既存の家屋を修繕して居住される場合にはそこに住むことをお認めしており、現在12世帯の方が現地で再建されていることを確認しております。安全対策につきましては、大きな減災施設として現在国土交通省及び農林水産省により防潮堤の復旧工事が進んでおり、年度内には全延長の8割が完成する見込みとなっております。また、津波の勢いをそぐことが期待される防潮林につきましても牛橋河口南側の花釜地区から林野庁が復旧工事を始めているところであります。

これにあわせ、町として整備が可能な安全対策として笠野地区の現地再建の方々に配慮した築山を含む防災公園を避難施設として整備することなどを検討しております。国からは沿岸部の土地利用にあわせ避難人数についての根拠や避難施設、避難方法についても一貫した説明を求められており、その熟度を高め、国との調整を進めているところであります。このほか、円滑な避難経路や避難方法といった具体の避難計画の策定など、ソフト対策もあわせ防災上の安全性を高めていきたいと考えております。

次に6点目、11月15日に開催された都市計画変更に関する住民説明会において、町長の人口町外流出に関する発言についてですが、当日の説明会において、新市街地整備は優先的に進めているという説明などから、人口の町外流出もやむを得ないとの印象を与えてしまったとすれば、大変申し訳なく思うところであります。私の真意といたしましては、津波による人的被害や町外流出など、人口減少に拍車のかかっている現在、少しでも人口の流出を食い止め、逆に魅力的なまちづくりで人口を呼び戻せないかと考えているところでございます。町民の方々が町外に出られるのは、ご家族や家を失ったことがきっかけとなり、あるいは子供の通学や高齢者の通院などご家庭の事情、さまざまな状況により判断されていると考えられます。しかし、町としてはいち早く市街地整備を進めること、議会からもご意見のありました町内に残っていただける方への再建支援の拡充、魅力あるまちづくりを進めることなど、できる限りの方策をとっているところであります。

次に7点目、住民の意見軽視、議会無視の姿勢についてですが、大壇地区及び赤坂地区への集団移転について町民の方々から請願書が提出され、議会において採択されたこ

と、また坂元道合地区の市街地造成に係る予算が議会において2度にわたり否決されていることにつきましては、真摯に受け止めております。町としましては、これらの件につきまして議会の判断を尊重し、また町民の方々の意向をできる限り酌みたいとの考えのもと検討を重ねてまいりました。結果として、議会の判断や町民の方々の意向と一致しない方針を示さざるを得なかったことにつきましては、大変心苦しく、また申しわけなく思っておりますが、町の政策との整合性や受益の範囲、公平性、将来にわたる町の財政負担など多方面から検討を加え総合的に判断した上での苦渋の決断であり、決して住民の意見を無視し議会を無視したものではないことを何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

次に、大綱第2復興関連諸問題についての1点目、JR新坂元駅ホームの構造についてですが、新坂元駅ホームの1面1線につきましては、先日の新地町・山元町議会交流研修会においてJR東日本から初めて示されたもので、現在詳細について確認しております。JR東日本からは駅の構造を検証した結果、東面新坂元駅を1面1線で整備すると聞いておりますが、構造計画が1線目を確保できる用地幅となっており、将来常磐線が全線で復旧した状況を勘案しながら増幅する時期等について、JR東日本と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目、坂元川河口付近の水門設置についてですが、震災以前は県管理の2級河川である坂元川の防潮水門を含め県内各河川において防潮水門方式による津波や高潮対策が実施されてきました。しかし、今次津波においては防潮水門が被災し、操作不能に陥り、再開門に時間を要し、内水排除の支障になったところであります。こうした反省を踏まえ、県では原形復旧にとらわれず津波遡上防止対策として河川堤防を河口部から背水影響区間、この場合の背水というのは背水の陣の背水でございますが、この影響区間である旧JR常磐線付近までの堤防を数十年から百数十年に1回程度と発生頻度が高いレベル1津波を想定し、防潮堤と同等のTPプラス7.2メートルの高さでかさ上げるバック堤方式を採用し、河川を遡上する津波を防御することに変更したものであります。

バック堤の建設にあわせて、既存の防潮水門については撤去することとなりますが、県では平成27年度末完成に向け現地測量に入るなど、鋭意取り組んでいただいております。

次に3点目、新坂元駅周辺地区への保育所設置についてですが、新たな保育所の整備については子育て家庭の実態の把握や意見要望を目的とした保護者に対するアンケート調査を行った上で、山元町の現状分析や児童人口推計などの基本調査を業務委託等により集約し、これらの情報をもとに保護者の代表や学識経験者等で構成される児童福祉施設運営審議会において検討いただきました。その審議の結果としては、建設場所は安全安心な場所を確保すること、新山下駅周辺市街地に1か所とすること、子育て拠点として充実したサービスを提供すること、学校に隣接させ相互交流が図れること、坂元地区の配慮として送迎サービスなどを検討することが委員の総意として取りまとめられました。

また、保育所等を含む公益的施設の配置につきましては、都市計画決定変更の説明会やまちづくり協議会において住民の方々に対し概要をお示しをさせていただいており、議員の方々にも災害対策特別調査委員会等において説明させていただいているところで

あります。現在、平成26年度の保育所入所申請を取りまとめておりますが、その状況を見ると山下地区は78世帯、児童108人、坂元地区は26世帯、児童34人であり、坂元地区の児童のみでは国の設置認可基準である定員60名を満たさない状況となっております。仮に、坂元地区に建設した場合には保護者の方々の通勤先も亙理や仙台方面が多く、山下地区を希望したにもかかわらず定員の関係から坂元地区に入所していただかなくてはならない児童も出てくると想定されます。町といたしましては人口減少、少子化が進む現状から新山下駅周辺の新市街地に安全安心でサービスを充実した魅力的な子育て拠点を整備する中で送迎サービスなどの検討を行い、町内どこからでも利用しやすい環境の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に4点目、宮城病院周辺地区工事の進捗状況と、道路の袋小路解消対策についてお答えいたします。まず進捗状況についてですが、以前からご報告しておりました医療廃棄物の処理については宮城病院が塩釜保健所の指導のもと、処理作業を進めております。あわせて、同時に産業廃棄物の全量を把握するための試掘を行っており、その概要が明らかになった段階で今後のスケジュールも含め議会にはご報告したいと考えております。宮城病院には医療廃棄物及び木片やコンクリートガラを含め、全ての廃棄物を本年度内に処理するよう依頼しており、全ての廃棄物処分が完了した上で造成工事に着手する予定であります。

また、道路の袋小路解消対策につきましては、国道6号に接続する幹線道路以外にも宮城病院に接続する通路を2か所計画しており、脱着可能な車どめなどを設置し、平常時には歩行者専用として運用し、緊急時には車両の通行可能な仕様としております。なお、具体的な運用法については今後住民の方々や宮城病院とともに検討を進め、ルール化を図りたいと考えております。

次に5点目、ぐるりん号の利便性の向上についてですが、被災直後の一昨年4月2日から町内循環として2台のバスで2路線を暫定運航してまいりました。その後、仮設住宅の建設にあわせて運行ルートの変更やバス停の増設を図りながら、7月には町内8か所の全仮設住宅に乗り入れを行い、被災された町民の皆様の交通手段の確保に努めております。昨年10月からは車両台数を2台増加させ、計4台体制で運行を行い、国の調査事業を活用することにより利用者アンケートなどを実施し、住民ニーズに即した体制を整えるなど、運行改善に努めているところであります。また、JR常磐線の不通に伴う代行バスを補完する目的で昨年4月から亙理駅直行便の運航を開始し、本年3月16日からは浜吉田駅直行便として町独自の運航を行い、JR利用者の利便性の確保に努めてきております。

ご質問のありました仮設住宅を含めて住民の全てのニーズに応える運行を行うには一定の限度はありますが、仮設住宅の方々の利便性向上のためにも今後とも町民バス調査事業や利用者アンケートを活用するとともに、住民ニーズを的確に把握し運行ルートや時刻表の改正などの改善を行ってまいります。以上でございます。

2番(岩佐哲也君)はい、議長。それでは、順次第2回目ということで質問させていただきます。まず、1点目、項目の細目の1点目ですが笠野赤坂地区。これは先ほどの説明ありましたとおり、再度いろいろなことでの説明の中で最終的には3団地への住宅希望者数が出たためにこの2地区の防災移転は認められないという回答でございます。ただ、理由はその1点だけでして、再三再四前の議会でも取り上げて質問しておりましたが、農業者、

あるいは漁業者の従事する、しやすいような1次産業の仕事をしやすいような環境を整えた集団移転地を認めるべきではないかという意見を再度再三再四提言していたんですが、それに対する回答というのは一切触れられていない。その辺が非常に不満といえますか募っている現状をあるいは町民の生の声を生かしていないのではないかという声になっているんですが、その辺の回答はいかがかお尋ねするものであります。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。農業を営む方、そしてまた漁業に従事される方に配慮した土地利用、市街地整備の在り方というようなことでございますけれども、町といたしましてはできるだけそういう観点も含めた形での新市街地の整備ということをまず基本に据えて、そういうふうな一角も念頭に置いた整備を進めてきているというようなことをまずひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

そういう中で、個別の両地区におけるこの関係の対応というようなことでございますけれども、私も基本的には大壇地区であれば磯の集落の果たしている役割というふうなもの、あるいは笠野地区におけばイチゴ栽培を中心とした農家の方々の果たしている役割、そういうものを大事にしていきたい、いかなければならないとそういうふうな思いでこの間、いろいろと担当部署とも検討を進めてきたというようなことでございますので、よろしくご理解を賜りたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。私にはそのようにはなかなか受け取れなかった、残念ながら。なぜ新坂元、新山下駅、あるいは宮城病院も含めてあそこに農業やら漁業やら従事する人をあの土地へ仙台へ通う高等学校通うとかいう家庭を持っている方はあそこは非常にいいと思うので、それはそれで結構だと思うし、そういう基本方針に間違いはないだろうと思うんですが、ただあまりにもコンパクトシティだけに限る。もうちょっと幅を持った我が町にあったコンパクトシティのやり方があってもいいのではないかという意味で農業やら漁業やら従事する方が海の見えるところ、あるいはハウスに近いところ。しかも100坪ではなく200坪、あるいは300坪と欲しい方にはそれでも可能なようなそういう方策もあってもいいのではないか。そういったことが一向に考慮されずに3団地以外はだめだという結論になったということが非常に。これはゼロ回答ではないかと思うんですが、全く検討しないゼロ回答ではないかと思うんですが、その間に関しては町長としてはどんなお考えなのか、再度質問します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、議員ご指摘の土地の規模、これにつきましては新市街地の中でも平均を100坪、標準100坪というような形でのこれまでのご説明してきているわけでございますけれども、希望者については一定の面積は分譲の余裕あるというようなこともお話しさせていただいてきているところでございます。ただ、全体として集団移転の場合は標準100坪というのが目安でございますので、一団の団地としての平均的な規模を確保できれば多少の100坪からの前後があってもいいというふうな考え方でございます。

そして、結果的にゼロ回答というふうなことになったというふうなこと、これについては先ほどもお答えいたしましたとおり、私としても大変心苦しい苦渋の決断でございます。議員ご指摘のとおり、少しでも対応できる部分があればというふうなことも考えたわけでございますけれども、結果としてゼロ回答になったというようなことでございまして、私としてはできる限り、先ほどお答えした形で町内にとどまっていたいただける皆様にはいろいろ手を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。私もゼロ回答ということをし申し上げましたが、町長の方からもゼロ回答で申しわけないとありました。3団地以外に認めるという方法もちろんありますが、認めないにしても、それでは、赤坂地区に土地はそれぞれ買ってください。そのかわり道路とか上下水道は町で見ますという何らかのそういう回答というのがあってもよかったのではないか。それがゼロ回答ではない回答の一つの方法であって、何らかのそういう例えば3団地以外はだめだにしても、ここに集団で30件や20件の希望者、そちらで中心になって例えば赤坂であるとか大壇、あるいは木ノ岡、まとまって団地住むことを考えてください。町としては水道なり何なりの部分は見ますとか何らかの方法で端的には見られないかもしれませんが、そういう何らかの情報というとおかしいんですが、身に沿った、あるいは身を組んだような対策があってしかるべきではなかったか。それが全くなかったということに対して私ゼロ回答という表現をしているんですが、そういうことを考える、あるいは考えたのか。検討したのだけれども、何かの理由でだめだったのか。そういうことがあればご説明いただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、この問題につきましてはこれまでもご説明してきておりますとおり、町全体として復興まちづくりを目指す上でどういう集団移転のあり方、あるいはまちづくり、市街地形成がいいのかというようなことでの意見を集約してきた中で、三つの市街地というようなことになったわけでございますけれども、そういう中で両地区からの個別の要望というふうな動きになったわけでございますけれども、実はこのほかにも幾つかの地区から同じようなお話もこれまでちょうだいしてきた経緯がございます。町としては町民の皆さんなり議会の皆さんにお認めいただいたこの基本的なまちづくりの方向性、そしてまたその後、個々に出てきている個別の移転要望とこの兼ね合いをどういうふうに整理したらいいのかというようなこともございまして、なかなか苦慮してきたという部分もございます。確かに、個別具体的に両地区での動きがあった、あるいは一定の時間を要した中で残念な、申しわけない結果だったということで町としての対応できることということになるわけでございますけれども、ご案内のとおり、今全体として国の交付金を活用して極力町の負担を抑える形でこの難局を乗り切らなければならないというふうな思いでの財政運営もしているというようなこともありまして、なかなか町単独でというふうな部分も大変な部分があるということもございましたので、こういうふうな結果になってきているというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。ただいま2地区以外からもいろいろな意見が出ていたということでございますが、そもそもコンパクトシティという方針を打ち出すという前の段階でいろいろその辺からもしっかりした住民合意形成が得られたかどうかということになると、結果論ですからあれですが、非常に問題があるのではないかと。実はことしの9月22日、全国紙の新聞のA社、ある会社のもの、これは宮城県以外で手に入れた記事ですけども、住民合意軽視し迷走。被災地住宅再建で明と暗ということで明としては岩沼市を取り上げられ、暗としては名取市が。いわゆる名取市のタイトルに住民合意軽視して迷走しているというこういう記事で、これは閑上の例です。意見集約を着実にスタート時点でやってそれをうまくやって岩沼で成功しているという記事が載っている。これは全国紙で宮城県だけを取り上げているのではなく全国で。実はこれは私は道の駅5か所調査に行ったときに他県で仕入れた情報なんですけど、どちらかという残念なが

ら新地町は岩沼市と同じように住民合意からスタートして合意形成からスタートしてうまくいっている。名取と我が町のどちらかというコンパクトシティ最初にありきでそれが突っ走ったと言いますかそれはそれで別に反対するわけではなかったんですが、余りにもそれでそれ以外の部分を受け入れるという考え方がちょっと足りなかったのではないかということでもいまだにそういったもとの問題になっているというこれを町長としてはどんなふうに他者、よその市町村の例であれなんですかどんなふうに岩沼、名取の例をお考えになっているのか。受け取られているのかお伺いしたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。明暗が分かれている記事の内容というふうなことでございますけれども、いずれの被災地であってもその町の置かれた状況、立場というものが必ずしも一様でないというようなことが一つ、大きなポイントになるのではないかと。確かに岩沼市さん、ある意味で復興の先端を走るようなそういう取り上げ方、ほかの場面でもされている状況がございます。しかし、そこは隣の名取市さん、あるいは私どもと比べた場合、必ずしも町の被災の状況、あるいはまちづくりに対する考え方、方向性というのは、これはそれぞれのこれまでのまちづくりを踏まえて今後どうあるべきかというふうな中でわかれるところでございますので、なかなか簡単に論評するのは非常に難しい側面があるのかというふうに思っております。

2 番（岩佐哲也君）はい、議長。各市町村で置かれている状況は違うとは思いますが、基本は住民に軸足を置いているか、住民合意形成をどの程度重要視しているかというのがこれは基本的には変わらないはずでございます。そういった部分が残念ながら岩沼、例挙がっていますので岩沼の例を挙げますと、比較しますとちょっと我が町、あるいは名取さん、よそのことはあれなんですが、少し取り組むといいますか住民合意を取り入れる姿勢が少なかつたのではないかと印象を受けるんですが、今町長の認識ではいろいろ事情があるからということではっきりしたことは。

それで、別な次の質問に入りますが、この断った理由として3団地以外はだめだという断った理由にしてその予定したところよりも7月末、8月に最終意向調査したら減ったんだと。減ったからだめなんだという理由。それはもっともな理由だろうと思います。しかしながら、その予定した計画数字、私も再三再四国土交通省で24年6月に自治体向けの指導書、ガイダンスとして出して、修正に修正を加えなさい。加えてでも住民の意向を酌んで適切な修正を加えなさいと行政指導が出ているにもかかわらず、逆に言うとそれを真摯に受け止めれば数字を修正する機会が何回もこの1年半にあったはずなんです。それを一切修正しないで今回7月、8月にとったアンケート調査が数字と随分違うからということで、それを理由にして断っているというのはこれは町政の判断したものを住民に断った。その結果が住民がいかに苦しんでいるかということに住民を苦しめている結果につながっているといっても過言ではないと思うんですが、その途中で修正する機会があったにもかかわらず修正しなかったというのはなぜだったのかご説明をお願いしたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。震災後の復興まちづくり、前にも議員にもお話しする機会があったかというふうに思いますけれども、3月11日の未曾有の災害をこうむった中でその年の12月までに復興計画を議会に議決をお願いしなければならない非常にタイトなスケジュール、期間があったわけでございます。その中で膨大な復旧業務を対応し、あるいは復興まちづくりに向けてのいろいろ素案計画をつくって、これを準備説明会、

議会の皆様とのキャッチボール、意向調査、いろいろなプロセスを経て限られた時間の中で町としては、執行部としては精いっぱい取り組んできたところでございます。確かに、これだけの大きなまちづくりをするということであれば、平常時にはもっともっと時間を、10年、あるいは20年かけてもおかしくないようなまちづくりを今せざるを得ないという状況があるわけでございます。これは復旧復興というスピード感が求められる状況でなければ、今申し上げましたような形で本当にお互い納得するまでまちづくりについての意見交換ができれば、それは非常によかったかというふうに思うわけでございますけれども、そういう限られた中での計画づくり、あるいは復興集中期間をベースにしたこれからの生活再建を中心としたまちづくり、そういうものを進めていく中で迷走しないような運びが求められているのではないかと。

そして、これは面整備でございますのである一定の面積規模を、あるいは単独の機能を持つ施設の用地をどこかにという議論であればまだしも、事業区域、市街地のエリアを定めながらそこに集団移転をしていただく受け皿をつくる、あるいはこれまでのまちづくりの反省の上に立ってのまちづくりを進める。いろいろな問題をそこで解決しながらということになりますと、できるだけ軸足のぶれない進め方をしなさんとかなかなか皆さんがお待ちになっているご要望にお応えできないというそういう状況もあるものですから、その辺の前後関係をご理解を賜ればありがたいというふうに思うところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろ説明いただきましたが、数字の見直しをする期間は十分あったし国土交通省の防災集団移転に関するアドバイス教本にもそのような指示も出ておったんですが余り参考にしなかったということで非常に残念だというふうに思う。これだけだと時間なくなりますので、この件で一つ最後に申し上げますが、住民の心からの叫びをなぜ受け入れて、あるいは聞く耳を持っていただけなかったのか。あるいは全くゼロ回答でなくても何らかの方策を知事、あるいは回答、方向性を住民に与える。今後に対する希望、山元町にとどまってもらう、山元町で頑張ってもらって農業なり漁業なり従事してもらうための何らかのもうちょっと前向きな回答があってもよかったのではないかとこのように思ったんですが、時間も過ぎましたので残念ながら磯地区では町外へ移転する人はあの希望していた中からも出始まったというか出てきていると聞いております。今後何とかそれでも集団自分たちでまとまって地区を求めて移転地を求めて何とか頑張ろうという人たちもおられますので、そういった方に対しての何とか手厚いといいますか何らかのできる範囲の援助、バックアップというものをぜひ考えてほしいということをお願いしまして次の質問に入ります。

議会で全員一致で採択された請願の取り扱いということですが、これに対して先ほど申し上げましたように拒否理由が数字が足りなかったからというだけで非常にそれ以外の明細、明確な回答が余りがなかったということで残念だということで、今後ともいろいろな請願が上がってくると思う。我々も盛んに現場を見たり現地の請願者の意見を聞きながらいろいろな意味で総合判断しているわけで、町長ももちろん町民から直接選ばれたわけでございますが、我々議員も町民と密接につながっており町民から負託されて活動しているわけございまして、そういった意味では私は大変申しわけないが対等であるとの考え方は町政に対するあれについては我々も大いに責任があるという意味で対等だということいろいろなことを申し上げますので、何も町長の1から10まで反対

してどうだこうだ申し上げているつもり毛頭ございません。少なくとも私は2割ぐらいはチェック機関、7、8割は提言機関ということで提言の議論をしているつもりでございますので、何とか我々の意見も真摯に受け止めながら町政運営に今後とも反映していただきたいというふうに思います。

そこで3点目に入りますが、道合地区、これも請願が出ておりますが、排水対策です。これは今回の震災にかかわらず前からいろいろ、先ほどの基本的な説明の中で大枠が理解し了解しておりますが、問題は水があそこにたまる原因の一つには山の方から入ってくると同時にあそこに坂元川から取水している。農業用水ですか。あそこの維持管理が一体どうなっているのか。どこが責任持って、例えば洪水が、あるいは大雨、台風が来るときにはどんなふうに管理されているのか。しっかりした管理をしなければあそこから水が入ってきてまず水害の原因にもなるということで、その辺の確認をしたいと思うんですが、そういう管理をされているのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的にはそれぞれ取水口を地元で管理をお願いするような形もとっております。そういう部分の細部につきましては担当課長の方からお話を説明させていただきたいというふうに思います。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。農業用水の管理につきましては、坂元橋直上流の左岸側で農業取水をしておる状況でございます。堰どめのところでございますが、地元の農家の方に実質的な管理をしていただいているという状況でございます。大雨が降る降雨時の前には今現状土のうで堰どめをするというような管理で行っているということでございます。以上です。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。この排水問題は他の議員も2人ほど後ほど質問入っておりますので余りそちらに譲るとしまして、ただ、この中で1点、内部の排水口とか何かの整備するのは当然必要なことですが、たまった水をいかにあそこから逃がすか。あそこは盆地になって、盆地という用語あるかもしれない。ちょっと今回も地盤沈下もあってなお冠水しやすい、水がたまりやすい状態になっているということで、問題は排水溝といえますか排水部分といえますかこれだと思っておりますが、あそこが何かちょっと細いのではないかという現地の方の意見が声が強いんですが、あれを太くする、あるいは倍にするというぐらいの計画はあるのかどうかお伺いします。

議長（阿部均君）6号線を通過している排水管、それを太くする計画があるかどうかというんですよね。

まちづくり整備課長（森政信君）はい、議長。国道の下に排水管が900ミリメートルの管が現在通っておりますが、そちらの構造につきましては今回の地震による上流側の沈下等もございまして、スムーズなその勾配、十分な勾配が確保されていない点も一つ原因となっているかと思われまして。さらに、その断面を拡幅する件につきましては、国土交通省との協議等も必要となることからこれからその関連で協議を重ねてまいりたいと思っております。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。この問題はいずれにしてもあそこに水をたまったものをいかに排水するか、たまらないようにするかという排水の部分が大きなウエイトを占めていると思う、対策としては。大至急、これは津波等とか震災とか一切関係ない日常の問題で、年3回ぐらいは大型台風が来れば3回ぐらいはそういう危険にさらされるということがあるというふうにも聞いていますので、ぜひ取り組んで改善に手を打っていただきたい

ということをお願いしまして次の質問に入ります。

4番目、道合地区の土地利用計画についてですが、今回我々からするとちょっと唐突にといいますか前あそこに14件の防災集団移転というものを正式ではないかもしれませんがちょっと計画が出てきたということで驚いているんですが、あの地区にその理由として道合地区の南側が一応今回の集約したら集団移転地、災害公営住宅地が足りなくなると。もともとは140件だったのが今回の希望で108件と減っているんですが、減っているけれども足りなくなったというのはどういうことなのか説明をお願いしたい。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。土地利用の考え方なんですけど、まず大きさ、件数の方は実際には多少目減りをしているという状況があります。その中で、駅前の交通広場の大きさであったり、それから商業施設の大きさについても汎用性のある大きさに確保をする。さらに、公益公共施設、こちらの方の位置どり等々も変えて、それから実際の宅地の張りつき、そういう部分も熟度を高めて土地をはめていった結果、最終的にこの戸数では南側部分だけでは入り切らないというような検討結果になっているというところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。私は南側で十分間に合うだろうと思っっているんですが、一つにはいろいろ要件がありますが、一つには特定商業施設とかいうのがありますが、あれは聞きましたら何か最終決定ではないんだと思うんですが、農協の営農センターを予定しているというようなお話。であれば、営農センターであれば大型トラックが耕耘機運んできたり肥料10トン車ぐらいで運んだり町の中真ん中にそういう大型入るような施設を、あるいは農業者のため、農業者だけではありませんけれども、ための施設をあそこになぜあの中心街に役場支所持ってくる隣に持ってこなければならぬのかというのが非常に疑問。そこでなくてもそうであればこの北側の今14件改めて提案されているようなあそこに持ってきてもいいのではないかと。従来もともとガソリンスタンドと営農センターがあつて、営農センターを建てかえるということでしょうからあの地区に持っていったほうが国道からとか両面の道路から入れるということではないかと思うんですが、その辺はどんなふうにお考えですか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。特定業務施設の位置の関係のご質問でございますが、特定業務施設、それから公共公益施設、こちらの方、同じエリア内での位置どりしております。そこに接しておりますのは中心街路、坂元地区の中心街路で接しております。この道路につきましては国道以上の幅員があるような道路でございます。その中で資材の搬入トラック、そういうものが入ってこようかとも思いますが、交通上、それが大量に常に走る、物流センターではございませんので、ということも考えづらいですし、大きな市街地に対する影響はないものというふうに考えているところであります。それから、あと国道部分に商業地、こちらの方につきましては商業者の方からいろいろ聞き取りをする中で位置どりとしては通過交通の方々にもご利用いただけるようにということで、国道沿線という部分のご希望が強いという中で位置どりをしている部分でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。何か勘違いしている部分があると思うんですが、商業施設を国道筋にもってくるべきだという話は私はしていません。営農センターという部分だと聞いているものですから、その分は町の真ん中のあそこに大型トラック入るような状態ではないほうが好ましいのではないかと。それからこれはこれとして。2点目の

商業施設駅前周辺にとってありますが、あれは具体的に何件かあるのかどうか。私聞いている範囲では今のところ2件ぐらい、まだ公募していないせいもあるでしょうけれども、2件ぐらいしかないのではないかというような話が今出ているんですが、非常にその割には広くとってありますけれども、そのスペース。広くとっているために住宅建てるのが少なくなったというようなお話しされているんですが、ちょっとおかしいのではないかと思うんですがその辺の整合性はどう説明されるのかお尋ねします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。商業施設の位置どり、それから大きさという部分でございまして、先ほどお話ししたように、商業者からの聞き取りの中で大きさというのは反映をされながら大きさはめてきているという状況であります。それから先ほど2件程度とかというちょっと件数のお話があったんですが、その辺につきましては各商業者の方に大きさ、規模、位置的なものを検討する際にお声がけをして、その中でもこういう状況であれば出店のご希望とかありますかというのを聞き取りしたような段階でありまして、そこが確約されたものでもございませぬし、町の考えとしてはまずそういう商業者のニーズに応える形の大きさ、位置というものを確定をいたしまして、最終的には公募の形で広く募った中で一番いい形の業者さんに入っていただきたいというふうに考えているところであります。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それからもう一つ、従来になかったグラウンドというものを何か整備してきた。それでサッカーができる、何かキャッチボールができるというものを南側の位置どりに持ってきている、公園の隣に。それやっただけで全体が少なくなったという原因にもなっているわけで、何かあったときにはあそこを駐車場に使えるんだというような説明でとっているんですが、そういうことであれば、例えばゲートボールするとか何か、北側に持ってきただけで何ともないのではないかというような感じをするんですが、そういう検討されたのかどうか。それで住宅が足りないのが災害住宅を松村先生の前に持ってくるという話になったのかどうか。その辺の整合性を説明いただきたい。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。市街地の南側の方に計画している公園に隣接した緑地の部分、この部分のお尋ねだと思います。公園の大きさ、こちらの方につきましては開発要綱では最低確保面積として3パーセント以上という形で、当初計画としては3パーセントの公園を配置したところなんです。その後、まちづくり協議会さんの方とかいろいろなご意見を交わした中で、坂元地区、ここの部分にこういう都市公園的なものがほとんどないという中で、既存の市街地の方々、それから新しい市街地の方々が一緒に集えるような、まちづくり協議会の人はずっとずっと大きな公園というような部分ではあったんですが、そういうようなまちづくりの観点から一定程度の緑地というものを拡充すべきであろうという考えでまず1点があります。

それからこの位置どりについても坂元支所、それからその会議室等、そのところでイベント等、かなり多くの方がお集まりになる場合がある。さらに、今回緑地を整備することで、そこに集われる方々というような駐車場の需要が非常に大きいというのを周辺の方々、それからまちづくり協議会からも再三に駐車場の確保という部分については強く要望されているところです。これら両方のご希望をかなえる手段として公園の横に緑地を配置し、一体的に使える、さらには需要があるときには駐車場としても使えるというような形の汎用性を持たせた形での緑地の整備をいたしたいというのが考え方でございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。公園とか緑地に反対するものではありません。公園緑地、あるいはイベントのときに駐車場が足りないからそこを利用する。常日ごろ住んでいる人を最重点に考えて、たまにやるイベントであれば道路の北側、先ほど申し上げました今道合地区に持ってきてもいいのではないかと。何も公園つくるなど言っているわけでもないし駐車場あれだと。たまのイベントのための駐車場であればなおさらそれでもいいのではないかとということで、なぜ公園をあっちもって行って公営住宅を14件こっちにもってくる。公営住宅道路をあれを挟んで分断するような。集会所も公園も利用する人こっち来ないと、こっち14件の方。そういった総合的な考え方が少し欠けているのではないかとということ指摘して、再検討すべきではないかとということ申し上げて、時間もなくなりますので次の質問に入ります。

笠野地区の現存する地域の安全対策についてということで、先ほど説明いただきましたけれども、あれでは私はなかなか先が見えないという意味で不十分だと思う。築山をつくる、防災あれをするということでこれはこれで結構でございますが、今盛んに心配しているのはL1クラスの津波来ても一応あいつたところの水があふれて来るのではないかと。特に、坂元川と花釜堤防を7.2メートルにするとおきながらこの高瀬川は2.4メートルの堤防なんです。なおかつ、従来の常磐線のところに亘理山元線の4メートルないし5メートルのかさ上げをすることになると、今ある現存するところがますます従来以上に水が浸水しやすいような状況になるという物理的にそれをどうお考えなのか。その改善対策。それをしないとだめだ。これは議会でも先月安全対策をすべきだという決議文を出しているはずなんです、それに対する真摯な対応をなされているのかなされたのか。今までの3か月間のどういう検討されたのかを説明いただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私、基本的なところを答えさせていただきますが、今議員からお話ありましたが、確かに現地再建という形ですと多重防御という部分との整合性、町全体としてはできるだけ安全安心な場所に集団移転事業を活用して移転をしていただきたい。そして、津波から少しでも時間を稼ぐ多重防御の機能を整備をしていきたい。しかし、そういう基本的な考えと個々具体的に一部の方が現地ですらどうしてもということになりますと、その辺の整合性をどこでどういうふうにとつたらいいかという問題だというふうに思うわけでございます。

少しでもという議員のご提案なりはそれはそれとしてわかるわけでございますけれども、その辺の兼ね合いが一つあるということ。それからもう一つは東部地区の今進めつつある農地整備事業での全体での土地の区画整理整序化、これとのタイミングの問題です。この辺の関係もございまして、まさに縦横からいろいろ検討していきませんとなかなかそこだけを先行して来年やりますというわけにはいかない状況があるものですから、その辺もご理解いただきたいというふうに思います。担当室長の方から少し補足をさせていただきますというふうに思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。先ほど町長の当初の答弁、1回目の答弁でもご説明したところではあるんですが、現在公園関係、築山、公園、その辺の部分についてはその避難手法も含め復興庁の方と協議をさせていただいているという状況にあります。その中で、従前もお話ししていたんですが、国としては徒歩避難というのを基本的に考えているんですが、実態としては車避難というのも妥当性のある地域もある。その辺から

話をしていかなければならないというような、ちょっとハードルが高いような状況もございます。その中でも今回現地再建されている方々がいらっしゃるといことは私たちとしても十分認識をしているところでありまして、その方々にどのような形の施設でご安心をいただけるのか、またあわせてそういう施設も活用しながら避難方法、もしも警報が出た場合にはどういう形でお逃げいただくのか。そういうソフト部分も含めて対策を考えていきたいというふうに考えております。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。先ほどもただいまも避難先を確保するというようなお話がありました。避難先を確保するのは最後でありまして、その前にいかに減災、災害から防ぐ手立てを打てるだけ打つかということがまず最優先だと思うので、その辺の回答、いついつまでにこんなふうな計画をする予定ですというぐらゐの回答もないとなかなか確かに今すぐこの部分だけとってどうのこうのないと思うんですが、その辺を大至急、もちろん防潮林その他についてもやるという基本になっているんですが、それが一向にまた見えないという部分もいろいろ不安につながっていると思うので、ぜひともひとつ。

それともう一つ、先ほど申しあげましたように、従来よりも危険があゐる地区、既存した現存する地区は従来よりも危険が高まっているという心配があるということです。片方4メートル、5メートルのかさ上げで片方は2.4メートルあるわけで、逃げ場がなくなっている。前はこちらの東側の県道かさ上げするのだからあゐる所でもうちょっとと第2堤防ぐらいで2線堤ぐらいの役割あゐったんですが、2線堤が今ある現存するところよりも西側に来ているという部分も含めてそういった状況を踏まえてもうちょっと安全対策を住民に示すべきではないかということをお願いしての質問でありますので、その辺をよく酌んで次に検討いただきたい。

次に移りますが、11月15日坂元公民館で町長はこのような発言している。先ほど答弁ではちょっとニュアンスが違ふ回答になっているんですが、私としてはその表現は不満であります、そういうことぐらゐしか回答できないかと思うんですが、言われたのは町民流出、町民減少はやむを得ない。それよりも町、住みやすいよりよい町をつくるのが大事なんだということをはっきりと公言されているんですけれども、これは言った言わないといつても追求するような問題ではありませんが、今後ともそういう人口、今いる人たちを大事にしない。今いる人たちが移転してもしようがないんだというお考えがあるのかどうか確認。根底にそういうことがないかあゐるかという発言は出てこないか私は思っているんですが、それは何らかの間違いだったのかどうかわかりませんが、その言った言わないは別にしまして、そういう考えが基本的にあるのかどうかを確認としてさせていただきます。質問します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えいたしましたとおり、それぞれのご家庭、世帯でのご事情があゐって非常に残念でございますけれども一定の方々が町外に出られている状況は事情があるというようなことを踏まえて、そういうふうには受け止められるような発言になったのかというふうに思いますので、決して減ることをよしとするというようなことはどこの自治体の長であれそういうことを思う人は私のみならずいないというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。町長の立場にある方だから町民を町外流出してもしようがない、やむを得ないというようなことは発言するとは思いませんので、今後ともそういう、あるいはそういうふうには捉えられるような発言はぜひともしないようにはしていただきたい。

広報、毎月発行になっておりますが、心をひとつにチーム山元とタイトルが毎掲載っております。もうこれからするととてもではないけれどもそういうような発言が出てこようとは思いませんので、ぜひとも改めて町民と議会と一体となって心一つにしてすばらしい山元をつくるべく努力していただきたいということを重ねてお願いしまして次の質問に入ります。

最後、この1項目の締めという形になりますが、どうもいろいろな先ほど来いろいろな質問も含めていまして、町民の意見を余り重要視していない。合意形成とか民意の酌み取りに、酌み上げに時間がないからしょうがないんだというようなことを先ほど説明ありましたが、説明の中の一端にそういうこともありましたけれども、時間がないからこそ住民としっかりと、そしてこういう大きな事態だからこそ住民としっかりと向き合って意見を100パーセントそのまま聞くということは当然ございませんが、そういう姿勢をもうちょっと示し、住民との合意形成を大事にして町政を進めるといふふうに努力していただきたいと思いますが、今後の議会、町政運営に当たってそういうお考えがあるのかどうか再度確認させていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私はこれまでも町民の皆様方のできるだけご支持を得られる範囲で町政運営なり、あるいは復興計画に沿った復興再生事業に取り組ませていただいているというふうに思っております。議員も今、いみじくも言っていただきましたように、こういう状況のさなかでございまして、全てのことに町がパーフェクトにお応えできる状況にはないわけでございます。ただ、できるだけ町民の方、被災者の方々に寄り添う姿勢を大事にしながら、基本にしながらやっていかなければならない。その姿勢は私としては一貫して持っているつもりでございます。そういうことで今後とも議員のご指摘も踏まえましてしっかりと町政運営に意を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時30分といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、大綱第2、復興関連諸問題についての1項目、JR新坂元駅のホームの構造についてですが、1面1線、一つのホームで線路が1本だけ、上下線共通で使うというこれは町に対してはJRからいつの時点でどんな方法で伝達があったのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、新地町と町の議会議員の皆様方の研修交流会の席上にJRの工事区の所長が来て公表された、あのときが初めてということでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。あの場でJRの区長が新地町議員、山元町議員の前で説明したということは事前に町の了解をとって説明したというふうに常識的には考えられるんですが、事前にそういう連絡は、あるいは同意を得られなかったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私としても大変不本意な形でこの問題が研修交流会の場で説明

されたというようなことでございまして、改めて説明を求めたい、協議をお願いしたいというようなことで申し入れをしているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。わかりました。ぜひともそういうふうをお願いしたい。

そこで問題なんです、これらを町民とか地区利用者、そういった方たちに説明、あるいは議会に説明というのがこれからだろうと思いますが、今後十分住民とも説明していただく。なぜかという、1線だけになりますと非常に不便といいますか、いろいろな意味のダイヤにも影響するでしょうし、あるいは何か一旦どこかで事故あった場合に行き違いできないということで、坂元駅の利用が非常に問題である。と同時に、そういったものが笠に重なって新坂元駅の利用度が重なり、将来は駅の閉鎖につながるという危険性もある。むしろ、逆にあの駅をどう利用者数をふやすかというのは住民、あるいは町にとってもいろいろ考えるべき前向きの検討課題であると思うんですが、そういった意味からもまず現状を2線に持っていくべきではないかというふうに思いますので、それは皆さんとの合意形成をしながら進めていただくということで、次の質問に入ります。

2番目の坂元川河口の水門設置がなくなるという、これは一部の地権者に説明があったということなんです、ほとんどの住民、議会でも正式には聞いていませんし、住民にも。議会なり住民に説明するいろいろな県の方針とかあってこういうことになっているんだろうと思うんですが、住民が不安を持っておりますから、そういったものに対して正式に説明する機会があるのかどうか。あるいは説明しようとする意志があるのかどうかお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。復旧復興に伴いまして国県の諸事業、主要なものにつきまして極力議会なり町民の皆様いろいろな機会を捉えましてご説明をしてきた経緯がございます。この問題に特化してという場面はなかったかもしれませんが、排水対策なり多重防衛等々の話題の中では一定程度、いろいろな場面でお話はさせていただいて来ているのかというふうに思います。ただ、まだまだその辺の内容、考え方が周知されていないということであれば、これは改めて県管理の部分でもございますけれども、県と連携しながら必要な手立てを講じてまいりたいというふうに考えるところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。国や県の、あるいはJRの管轄であろうとも地区住民に直接影響する問題でありますので、こういった問題は即刻議会なりあるいは町民なりに折を見て連絡をし、住民の合意形成を重ねるべく努力していただきたいというふうに思います。

そこで、次の新坂元駅周辺の……、すみません、2番目坂元河口付近の水門設置、これ今の話ですね。それで3番目の新坂元駅周辺地区の保育所設置についてですが、これは前回の同僚議員の質問に対する説明をあれしまして、大きな流れは知っておりますが、アンケート調査をしたということですが、そのアンケート調査の結果はどういうことだったのか教えていただきたい。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。アンケート調査につきましては、保護者の方々115名の方にさせていただいておりますけれども、設置希望の場所につきましては新山下駅周辺、これが44パーセントです。それから宮城病院周辺24パーセントほど。坂元、そちらの方に12パーセントほどというふうな結果になってございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。私がアンケート調査の結果を見せていただいた結果を申し上げますと、山元町に2か所つくってほしいというのが85パーセントの数字出ていました。

ところが、その後の何とか言う審議会、児童審議会ですか、設置審議会とかいうところでの3回の議事録を見せていただき確認しましたところ、途中で1か所と確かに出ていました。その後も正式な答申出ているのかといったらこれの答申も出てはならずということで、その経過がいまいち不透明だということと同時に、85パーセントという要望があったにもかかわらず全く180度違う回答を出された。これを町長としてはどんなふうにお考えになったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。保育所に限らず、議員からいろいろご指摘されている部分も含めていろいろな政策展開を図っていく上で、基本的には意向調査というものを大事にしなければならないというそういう大きな側面ある一方で、設置場所の問題でありますとか環境の問題でありますとか、あるいは将来を見据えた問題とか今まで不十分な側面があったサービスの向上といったもろもろを総合的に判断した上でいろいろな施策を展開していく必要があるのかというふうに思っておりますので、議員ご指摘の部分の統合についてというふうな問いかけの中での2か所程度で保育所を望む方が相当の割合になっているという事実、これはこれで大事にしなければならないですけども、冒頭申しましたように、国の設置基準なり両地区での具体の入所の運用を考えた場合、いろいろなことを考えざるを得ないというような中でのこの審議会等での意見の集約がされているということでございますし、我々としてもそういうものをできるだけ尊重する形で政策展開にこれを反映していかなければならないのかというふうに思っているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。総合的に検討するということは当然必要でございますし、それに反対するものではございません。ただ、総合的と言うからには私は教育にはもっともっとお金を投資してもいいのではないかと。経費の関係でこれを節約する、1か所に統合するというような話も中には出ていましたけど、それだけではぐあい悪いのではないかと。中学校の学力テスト、あるいは小学校の学力テストの結果、いろいろ問題になっていますが、中学校、小学校の学力あるにしてもその基本にあるのは家庭教育であり、幼稚園、保育所の教育からスタートしているわけでありまして、そういった部分にもっと町としては投資をしてもいいのではないかと。逆に子育て支援、子育て世帯を支援して山元町は非常に教育のレベルも高い、あるいは熱心だ、あるいは環境がいいという環境をつくって若い人たちを呼び込む、あるいは定着する。そういう政策、長期的な総合的な判断があってもいいのではないかと。まして、これから今現在小学校四つありますが、二つに統合しよう。中学校一つに統合しようという長期計画もあるようです。当然私は幼保一体運営という問題も国でもなっています。これは時間もかかるでしょうが、実際取り組んでいるところもあります。そういう意味からすると、小学校二つということですから、少なくとも2か所ぐらいに幼稚園・保育所、我々は保育所ですか。あっても私はいいのではないかと。むしろ二つぐらい設置して積極的に若い人たちを支援していくべきではないかという、これは政治姿勢、政策の問題でありますけれども、そういう考えがいいのではないかと思います、町長のお考えをお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私も子育て対策は町としても大変重要な課題の一つだというふうに認識しておりますし、常々言う町の宝である子育て支援を一層充実強化していかなければならないという思いで取り組んでいるつもりでございます。そういう中で、確かにあればいいというその考えも一つ大事にしなければならない側面でございますけれど

も、全体として考え、あるいは将来を見据えて考え、そしてまた重要な施策の一つではございますけれども、ここにも相当程度の町の持ち出し負担という部分が当然ございますし、あるいはこの後続くもろもろの事業についても相当程度の町の持ち出しもあるというようなことも総合的に勘案しながら一つ一つの政策判断をしていかなければならないということもあわせてご理解いただければありがたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。やはり経費の問題、持ち出しの問題が出てくるのではないかとありますが、よそで500件ぐらいのところは幼保一体でやっている。そこは持ち出しも含めて幼稚園との兼ね合い維持費用がかかる。片方は補助が出ているというそれを統合してやっているという自治体が500何か所あるんです、調べましたら。そういう例もありますので、何もよその例がいいとは申しませんが、まだまだ検討する余地があるのではないかと。経費の問題言われるのであれば、それよりも大事なのは教育環境なり教育をどう考えるかという根本的な判断、政策の問題になってこようと思うので、これは時間もどんどん無くなりますし、この議論はまだまだしたいところではありますが、次の一応再検討いただきたいということを申し上げて次の質問に入りますが、4番目宮城病院周辺地区の進捗状況、これは先ほど説明いただきましたが、残念ながら前回から一つも進んだ回答がなかったというのが残念なんです、前回から前回議会その後の状況について再度。さっきの答えだと何も把握されていない、チェックしていないのかという感じを受けるんですが、そうでなければ説明をお願いしたい。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。宮城病院地区の現状の進捗でございますが、現在試掘を進めているという状況の中で、一定程度試掘の方も進んできている状況はあります。その中で、まだどこに何がどれだけ入っているかという部分が掘ってちょっと出てきたりとかという部分はあるんですけども、全体というかイメージがまだつかめていない状況ですので、引き続き試掘の方を進めてある程度の位置であったり深さ、そういうもの、何が出てきたかというような部分が明確になった段階で議会の方にはご報告をしたいというふうに考えているところです。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。大分時間がたっておりますが、いまだにどの程度の量があるのか、どの程度の面積にどういう深さにどの程度どうあるのかというのがわからないということは非常にここに希望している住民の方は不安に思っていると思うんです。ぜひともそこは実際は宮城病院でやっているかもしれませんが、町がかかわる問題でもありますので、現地に行って実態調査をして報告をしていただくと随時、これをお願いしまして、その中で特に再三再四問題になっておりますが、あの団地の中が袋小路になっているというのが非常に問題なんです。前の議員では国道筋にもう一つ、1か所の道路ということで私も賛成なんです、いろいろな意味で問題があるという前回の回答でした。現在、今12メートルの幹線道路をつくる予定をしていますが、あの団地の中にあの道路からまっすぐ支援学校の方に抜けられるんです。私も何回か車で抜けた経験もありますし、歩いてもみましたがそれでも抜けられるんです。ほとんどあの頂上までは今度土地を買うわけですから、町の土地になるわけ。支援学校は共有。そうすると、宮城病院さんの地域というのはほんのわずか15メートルか20メートル。そこを借りるなりということが方法考えられないのかどうか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。宮城病院の裏手の方に抜けていくというような道路の部分なんです、ここ実際に道路が抜けないかということで住民の方々、それから役

場の職員も含めて実際に現地踏査をして道路ができないかというような部分の調査もいたしました。その結果、かなりの大きな山でそこに道路を抜いていくというのは非常に難しいというような形で判断をしております。それと、町長の答弁の中でもご説明をしたんですが、宮城病院の中に通じるような通路2か所を確保する中で袋小路、議員のご懸念のあったような袋小路でという部分については解消ができるものというふうに考えているところでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。緊急事態のときに抜けるというのは、それは当然必要ですが、常時抜けられる状態です。1台現在でも通れるわけですから、あそこを抜けるための最悪でも本当は2車線にしてほしいんですが、最悪だったら少なくともあちらから入るのではない。一方通行で団地から抜ける道路を確保するという対策をぜひともお願いしたいと思う。そういう検討するお考えはないかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今担当室長申し上げたとおり、町としても必要な調査をした中で一定の判断をさせていただいておるところでございますので、少なくとも脱着可能な車どめ、緊急時には車両可能なというふうな次善の策も用意した中での道路の確保というようなことでございますので、もう一度現地を踏査するのはやぶさかではございませんけれども、基本的にはそのようなことでのご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。道路をぜひ検討していただくということにしまして、5番目の最後の質問に変わります。ぐるりん号、特に仮設住宅で非常に宮城病院に行くのに困っている。タクシーを利用せざるを得ないということで使っている方がいるんですが、それをどうお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の集落形成、構造はご案内のとおり分散、拡散型の構造になっているというふうなことでございまして、こういう中でできるだけ足の確保に難のある方を利便性を確保していかなければならないということでぐるりん号に取り組んでいるわけでございますけれども、100パーセントの対応を目標としながらもこれは一定の限度もあるというふうなこともご理解をいただければというふうに思います。少しでも利便性の向上に資するような取り組みを今後とも継続して取り組んでまいりたいというふうなことでございます。

2番（岩佐哲也君）はい、議長。いろいろなケースがあろうかと思いますが、一つだけ申し上げておきますと、この不便なために白タクまがいものが起きてきているということをお願いして、改善策を希望して終わりにいたしたい。

議長（阿部 均君）2番岩佐哲也君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）4番菊地八朗君の質問を許します。菊地八朗君、登壇願います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。私は今定例議会においてまず復興まちづくり計画について、細

目山元町災害区域に関する条例を県内でもいち早く制定したが、その震災1,000日目を過ぎそのメリットはどこにあったと町長は考えるか。

2件目、町長は危険区域についてある程度安全が担保されたなら見直す。危険区域を見直すと提言していますが、海岸堤防が今年度中に約8割の完成を見るに当たる今、見直す時期ではないかと考えますが、町長はどのように考えているか伺います。

3件目、買い取り対象区域外の第3種の宅地をどのようにしようと考えているのか。荒廃する宅地を移転する移転被災者の負の遺産とする気なのか。今後どのようにしようと考えているのか伺います。

4点目、復旧復興を考えると、町有地を優先的に一番優先すべきと思いますが、町有地利用可能な町有地をどのように活用しようとしているのか、考えを伺います。

大綱2点目、東部地区における農地整備事業について伺います。

まず1点目、圃場整備事業を計画されておりますが、被災農家にとっては必ず実施してもらわなければならない事業です。現在の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

以上、大綱2点の質問を行います。町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。菊地八朗議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、復興まちづくり計画についての1点目、災害危険区域に関する条例を県内でもいち早く制定したメリットについてですが、町では本条例を平成23年11月1日から施行し、建築基準法に基づく建築物の禁止または制限を行っております。町では震災後、建物の無秩序な建築により良好な土地利用が妨げられることを防止するため、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律に基づく建築制限区域を指定しておりましたが、この法律の適用期間が最大で4か月余りであり、11月10日で満了となることを受け住民の方々の安全を確保するとともに、町の本格的な復旧復興を円滑に進める上で一定区域において建築制限を継続することが必要であるという考えのもと、災害危険区域を指定したものであります。

余震が頻発し、幾度か津波警報が発令される中、災害危険区域を早い時期に指定したことにより被災された方々に安全な区域への移転等を促すことで、仮に大規模な津波が再度発生した場合に備え住民の方々の安全を確保できたと考えております。また、住宅建築後に災害危険区域が指定された場合に想定される混乱を防ぐことにより復旧復興を進める上での支障を回避することができたと考えております。このほか、防災集団移転促進事業の利用が可能となることにより、被災者の方々に今後の生活再建の手法を早期にお示しすることができたと考えております。

次に2点目、災害危険区域を見直す時期についてですが、災害危険区域は原則として今時津波の浸水深をもとに指定する一方、山元町災害危険区域に関する条例第6条では災害防止上必要な施設の整備の状況に応じ、その効果について検討を加え、必要である場合は見直しを行うこととしております。議員からご指摘のありました沿岸部の防潮堤につきましては、本年度末に町内総延長の約8割が完成する見込みとなっております。県道相馬互理線及び防災緑地等につきましても平成27年度の完成に向け取り組みが進んでいるところであります。このことから、現時点においては災害防止上必要な施設の整備の状況に応じ、その効果について検討を加える状況には至っておらず、災害危険区域を見直す段階には及んでいないと考えますが、今後震災復興計画において位置づけられた多重防御施設の整備に一定程度の進捗が見られた時点において、区域の見直しにつ

いて検討してまいりたいと考えております。

次に3点目、買い取り対象外の第3種災害危険区域の宅地についてですが、第3種災害危険区域において住宅を建築する場合には住民の方々の安全を確保する観点から、条例等により基礎の上端の高さを敷地の面する道路面から0.5メートル以上とする必要がありますが、町としましては同区域内の宅地を防災集団移転促進事業による被災宅地買い取りの対象外としており、この区域においては基本的に居住が可能であると考えております。こうしたことから、第3種区域において現地再建される方に対し移転費用やかさ上げ費用、住宅建築費用や修繕費用の補助を行うこととしております。このような支援を通じ住民の方々が第3種区域において安全にお住まいいただけるよう、後押ししてまいりたいと考えております。

次に4点目、利用可能な町有地の活用についてですが、現在町が保有している土地の有効活用を積極的に進めているところであります。具体的には、町民プール跡地について常磐線の早期復旧に向けての拠点としてJR東日本の職員宿泊施設用地として貸し付けを行い、残地部分は広場として整備することにより、児童生徒の心身の育成の場として活用することとしております。また、山下第二小学校跡地は社会体育団体の活動用地等に活用するため、球技練習場として整備を進めております。そのほか、町内において今後有効活用できる一定の面積を持った一団の町有地は山下第二小学校跡地、旧坂元中学校跡地、鷺足の土取り場等が挙げられます。その活用方法については、現在仮設住宅用地としての土地利用や、土取り作業等が行われている状況ではありますが、これらは将来的に利用価値の高い町有地でありますので、十分な検討を図りながら運動施設用地や企業誘致用地等として町の発展に寄与する活用方法を模索し、積極的な活用を図るよう努めてまいります。なお、防災集団移転事業により町が買い取った土地につきましては、現在町で計画している山元東部地区の圃場整備事業による集積、換地等が前提となりますが、防災公園や企業誘致などの土地利用を図っていきたいと考えております。

次に大綱第2、東部地区における農地整備事業についてですが、町では甚大な津波被害を受けた沿岸地域において圃場整備事業を導入し、農地の大区画化と経営規模の拡大等により競争力のある経営体の育成を目指すこととしております。ご質問の東部地区の事業進捗状況についてですが、これまで6月上旬に開催した集落説明会、7月の農家へのアンケート、8月の推進委員の準備会、集落ごとの勉強会を経て9月には関係7行政区から事業の推進委員を選出いただき、山元東部地区圃場整備事業推進委員会を設立いたしました。推進委員会はこれまで6回開催し、地元の意向を事業計画に反映させるべく協議を重ねてまいりました。また、事業区域内の非農用地の所有者説明会を2回開催し、新たな土地利用に向けた事業の必要性についてご理解をいただいております。

これらを踏まえて、11月上旬に農家集落説明会を開催いたしまして、919人を対象とした同意取得に取り組んでいるところであります。本日9日現在では県の指導である同意目標95パーセントに対して土地改良法上の必要下限値である3分の2以上、66.7パーセントを上回る67.8パーセントの同意率となっております。各地区の推進委員の方々を初めとする関係者の皆様方の力強い取り組みに対し、この場をおかりし心から感謝申し上げる次第であります。

しかし、まだ亡くなられている方々の相続権者が不確定なことや、所在不明者もまだ多数いるほか、権利者皆さんの事業理解もまだ足りない面もありますので、継続的に電

話連絡や個別訪問での対応を鋭意行っているところでございます。今後は事業主体となる宮城県と協議を進めながら、事業申請に向けた準備を進めてまいります。町としましては土地改良法上の3分の2以上が達成いたしましたので、早速事業申請を行いたいと考えております。事業の円滑な執行のため、引き続き95パーセント以上の同意取得を目指し、より多くの方々からご理解を得られるよう進めてまいります。県では平成25年度から26年度にかけて測量設計等を行い、26年度下半期には工事着手、平成27年度の事業完了を目指しておりますことから、町といたしましても県と連携を図りながら事業の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。それでは、再質問を行います。まず復興まちづくりの第1項、山元町が県内唯一、いち早く災害危険区域指定条例の制定のメリットということで、町長はいろいろ挙げられていますが、まずこの危険区域指定条例そのメリットの中に住宅再建後に災害危険区域が指定された場合に想定される混乱を防ぐということも述べられておりますが、まずこの危険区域指定条例によるメリットとデメリットの中で私はデメリットが一番多い。ボタンのかけ違いというか土地利用計画が優先でということと、あと町民の合意成形、この町民の説明の中で皆さんの持っている財産、危険区域、本当にこういう指定条例によってここに住んではだめなんだということを制定した町長はその町民の財産と安全を守る責務が町長はあるんです。その責務の中で財産という感じでは観点から言うところにはだめだということはその財産を担保する、補償するという考えで危険区域、住宅制限をかけた第1種区域は全て町で買い取り、そして新たなどころに行く。そういう考えをまずするべきだったと思うんですが、その件について町長の考えを伺います。まず。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町といたしましては、未曾有の災害を経験した中で、まずは命というものをまず第一義に考えなければならない。安全安心をいかに復興した復興まちづくりを目指すかというところが肝要かというふうに思っております。その上で必要な財産の保全なり、あるいは土地利用をいかに有効な形で進めていくかというようなことが問われているのかというふうに考えております。議員ご指摘のとおり、いろいろ規制を強いる中で一定の行政としての対応の必要性というふうなものは、これも理解できるわけでございますけれども、今回の土地利用の制限というのはあくまでも住居という視点に絞って、対象を絞っての土地利用の制限、建築の規制というふうなことでございますので、それ以外の土地利用については基本的に問題はないというふうなことでございますので、そういう中で町として国の制度を利用活用できない中でそこに財源を単独で投入するというのはなかなか難しい側面がございますので、その点について、鋭意ご理解を賜りたいというふうに存じます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。今町長もまた防災集団移転事業の利用が可能なのということを発せられやっておりますが、そして今後の生活再建での手法を早期に示したということなんですが、生命の安全、それは大優先です。しかし、財産の担保。財産を守るのも町長なんです。皆さんここは捨てなさいと言ったのと同じような捉え方なんです。ここに居住していた危険区域という住宅制限をかけた土地に関しては町として防集事業を活用して皆さんこちらの安全なところを町で用意します。だから、こちらへ行ってください。ここはそういう防集事業を活用して地域の町民、被災者のその財産をここに移転しますとそういう考えにはなりませんか。再度町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町としては、今議員もご指摘のように、できるだけ安全な場所で集団移転をしていただく中で生活再建をしていただきたい。もとの場所につきましてもは大綱２点目の方でもご質問をちょうだいしていますとおおり、買い取らせていただいた宅地も含めて農地との混在がございしますので、ここはそれぞれの土地所有者、あるいは町としても少しでもよりよい形でこの土地利用を図っていかなければならないというふうな思いで、この東部地区における農地整備事業に全力投球を今しているわけがございしますので、そういう中でのこの問題にご理解を賜りたいというふうに思います。

４番（菊地八朗君）はい、議長。あとの大綱２点目でまた深く追及していきたいと思いますが、この点について。

２点目の災害危険区域を見直す時期ではないかということで、また町長は同じく海岸堤防が８割の完成を見る今に至ってもまだ危険区域を一定の多重防御施設ということが見られた時点ということで回答していますが、いつにこの一定の危険区域、多重防御と一定のというのはどの程度とどれとどれでいつの時期か町長に伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご質問のなにつきましてもは、危険区域の条例化の際にもいろいろとやりとりをさせていただいた経過があるわけがございしますが、多重防御施設としての防潮堤なり、あるいは防潮林も含め、あるいは２線堤となる県道、これらが基本的には中心になるのか。これらに加えて、これまでも議会の皆様との議論を深める中で３線堤となる一部の町道等の整備の状況なども若干加味する区域も場合によっては必要なかというふうには考えております。基本的には１線堤と２線堤、これの一定の整備の状況を見据えてということになるかというふうに思います。

４番（菊地八朗君）はい、議長。一定の危険区域の安全の担保ということで１線堤、２線堤。つまりあと３年後と最低でもいち早く危険区域の見直しはあと３年後と判断してよろしいのか。再度確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興集中期間において町全体として多重防御などを含めまして市街地の形成というようなことに取り組んでおりますので、２７年度までどの程度今取り上げた施設等の整備が進むか、それも一つのポイントになるかというふうに考えております。

４番（菊地八朗君）はい、議長。今の答弁だと２７年でも怪しいという状況と受け止めまして、一応同じ質問の中で防災緑地についても県道相馬線及び防災緑地等につきましても平成２７年の完成に向けてという回答があるんですが、この防災緑地に震災当初は避難ビル、最低でも５か所は設けますというのが今現時点において避難ビルという言葉が消えたような感じがしているんですが、その点について町長。再度伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。この場での議論する中で、確かに当初の段階ではそういう避難タワーというふうな話もあったわけがございしますが、県などともいろいろと協議を進める中で、タワーの維持管理というふうなことなども勘案しますと、必ずしもタワー施設でない形での対応というふうなことまで今日に至っているというふうな経緯があるわけがございしますので、一定の比較考慮した中で今はタワーという形での整備の取り組みはしていないというようなことにご理解を賜りたいというふうに思います。

４番（菊地八朗君）はい、議長。では、避難タワーという取り組みはしていない。ただし、防災緑地内の公園等は一応いつになるとか等を説明されているんですが、その中の防災タワーに、避難タワーと同等な公園づくりというかそういう施設づくりは今後取り組んでい

くのか。そして、どういうふうにするのか。町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど岩佐哲也議員のご質問にもお答えいたしました。沿岸部における防災公園の整備を進める中で、その中で一定の築山というふうなものを念頭に置いて整備を今進めるべく、検討を深めているというようなこととございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。これも大綱2点目と関連します。後で同じような質問させていただきますけれども、ぜひこの築山等の公園はここで今度後で関連しますけれども、ここで働くんですからその就労の安全を守るという意味で、この公園に関してはまた後で質問させてもらって、第3点目に移ります。

3点目、買い取り対象外の第3種区域の宅地についてなんですが、宅地可能などころなので宅地の買い取りはしない。しかし、山元町でこの震災で全壊ということで宅地の居住を一応取り壊して町外に行った。しかし、ここに残った3種区域、これから乾燥時期を迎えて荒廃して荒れ地になったときの維持管理はどのようにこの人たちにあなたの負の遺産だ、あなたの土地だからあなた勝手に守れ。ただ、あと何の支援もしませんという考えか。それとも、何らかのこういう荒廃に対しては町としてもどのような扱い、どのようなことを検討されているかについて町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。第3種区域から転出された方々の宅地の維持管理、保全というふうなことだろうというふうに思いますが、基本的には今の制度の中ではそれぞれの所有者の方に一義的に管理をお願いせざるを得ないということだろうというふうに思いますが、町として各行政区との良好な生活環境を保持する上で、どこまで、どういう形で対応すべきなのか。これは今後いろいろと検討をさせていただきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。本当にここ、山元町嫌で行ったわけじゃないし、こういう事情で行った。行政区との扱いとかそういうふうにしていった。本当に例えば仙台に移転した方があなたのもとの屋敷です。宅地です。草刈りに来い。来られない。こっちでやるから金払え。どこかの団体に頼んであつせんはします。けれども、そういう状況にない方も移転される方もおられるんです。だから、そういう全体的な把握して町民が本当に戻りたいんだ。だから、その間、もしかして戻ってくる可能性、もとの宅地に愛着があつてまたここに再建したいと思うときに、ここが草だらけになって使い物にならないんだ。これは宅地だったんだけどという遺恨というかこういう思いを残すような状況をつくってはいけないと思うんです。ですから、何らかの検討といっても行政区には何らかの町としてのここの維持管理費は何パーセントは補償というかそういう支援をしますとか、そういう考えの検討なのか、再度伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにいろいろ大変な面はあろうかというふうに思いますが、一方で震災前からも作田山周辺も含めまして幾つかの団地の中でも同じような状況があるというようなことも含めて、未利用宅地の保全管理という部分については町としてもどういう形で対応できるのか、検討をさせていただきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。周囲の環境整備ということで、新たな移転者、町外から山元町に住みたいと来る方も一生懸命誘致しようとするなら、地域の環境整備ということで環境整備費の中に取り込むとか、前向きな本当にやさしい支援のあり方を検討してほしいということと、同じように住宅制限が3種区域は0.5メートル、50センチメートルのかさ上げで宅地再建しますけれども、2種区域も1.5メートルのかさ上げ、同じ住

宅建設可能地なんです、2種も。そうしたら移転、2種から1種、1種から2種、今は1種から3種は認めていますけれども、1種から2種の1種と2種の境はあるんですが、その2種もそろそろ認める時期、これもまだ先ほどの答弁で多重防御ができるまで認めないのか。それとも順次検討を重ねているのか。いつごろもここも移転区域の中から外す、危険区域の中から外して1種から2種でもいいと認める時期が来るのか。再度町長の考え。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。災害危険区域の見直しのご指摘と、内容的に同じご指摘かというふうに思います。行政といたしましては、町民の皆様の命、安全安心、暮らしを守るという立場からすれば慎重な立場でこの問題に対応せざるを得ないということをご理解を賜ればというふうに思います。一定の多重防御の整備が確認できた段階で、再度この問題について取り組んでまいりたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。4番目。本当にいち早く考えてほしいという要望を出して、次、4点目の利用可能な町有地のことでありますが、この町長回答によると、ある程度の面積があったその跡地の利用の中に公園等とか本当にいいことはなっているんですが、将来を踏まえて、将来を見据えて、例えば鷺足土取り場の集客人口、ここに町としても人をいかに呼ぶか。その集約人口の施設ということは考えているのか。考えていないのか。運動公園だけのそういうところでも集客はあります。ただし、いろいろな別な角度の集客人口という考えで、例えば私提案したいんですが、鷺足の土取り場などというのは今インターからでて角田山下線、トンネルが開通して、あその土地というのは例えば従来は住宅地という、そして工場用地だとかいろいろ踏める。いろいろな制限があると思うんですが、ここに福島県にもある、村田にもある、例えば集客という利便性を発して土取り場、高速道路もすぐありますから、そうしたらそこにウインズというか、山元町には山元トレセンがあるんだし、唯一新聞で山元町と名前つくのはイチゴと山元にお客、載るとしてもいろいろな新聞、スポーツ紙などで山元町と載るのは山元町社台ファームトレセン、トレーニングセンター、そういうものを利用した場外発券場というかそういう施設も人の集客人口、そういう施設などは考えられるか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の活性化を図る上で交流人口を確保したい。そういう中でいろいろな手立てを講じてやらなければならないというふうに思っております。ご提案のありました施設につきましても大変目的を果たす上で有効な施設の一つなのかというふうに思います。いずれ、どういう施設であれ町民の皆様方のご理解をいただける中でそういう問題を施設の誘致といいますか、整備等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

4番（菊地八朗君）はい、議長。町有地という利用価値、集客人口、そういう考えも私も提案しましたけれども、そういう手法も一つの手法。

最後になるんですが、この質問の中の最後なんです、JRに貸した町民プールの跡地あります。これ5年後、多分5年だったと記憶するんですが、その後の利用価値としてあのせっかく建てたハウスというかプレハブ、あの扱いは貸した、終わった、壊すではなく、あそこに例えば終わった跡地のことも見据えてどういう将来を考えていますか。町長の一応考えとして伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現在はいろいろなことを同時並行的に取り組まざるを得ない状況がありまして、ご指摘の部分につきましてはまだこれから工事に入る皆様方がいち早

く活用している宿舎というようなことでございますので、まずはお使いいただく中で、走りながらといいますかそういう中で並行的にこの問題を検討していく必要があるのかと。まだ、今の段階で数年先を見据えて、相手のある物件内容でもございますので、その辺は皆様の声を聴きながらできるだけ有効な形で最終的な整理をしていければいいのかというふうに考えます。

4 番（菊地八朗君）はい、議長。これからだということなんですけれども、同時並行。そういうときに今この庁舎、仮調査のすぐ隣にも一番忙しい今後 4 番目の次の質問の中の施設、仮設庁舎ができるということで今工事になっていますが、そういう状況を踏まえ、例えば山元町の代理というか社会福祉協議会がああ場所にあります。今度新庁舎の建設も考える。そういう状況の中の一つとしてあそこに社協を移してお客様のあの駐車場も全部そういう考えも今後の一旦、一つの考え方という考え方もあるよということを提案して町長そういうこともあるかなと考えられるか考えられないか。まず町長、ちょっとでもいいからその考えを伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。社協の役割ということ考えたときに、どういう場所が適切なのかというようなことで推しはかれば、どうでしょうか。ちょっと住宅地内のあの一画でいいのかどうかというふうな問題が少しございます。いずれにしても、一つのご提案というふうなことでこの場を受け止めさせていただきたいというふうに思います。

4 番（菊地八朗君）はい、議長。そういう考えもあるということで、次の東部地区。今町長答弁によって一応きょう現在というかきのう現在で同意率、私の質問のときは53パーセントが本当に最低限の67パーセント、66.6を上回ったという状況、今回答いただいたんですが、これも本当にこの事業の推進員の本当におかげさまの推進の苦慮、この事業は期限があるんです。県の同意をもらうために29年度までにというこのスケジュールからいって説明してもらったときに説明、各地区の東部地区整備事業とか土地利用計画案とか非農地所有者の説明会等とのこのスケジュールからいっても本当に期限があるんです。この事業の中で本当にこの推進員の方が取り組んだ。そして、その地権者というその人に説明するときに本当にこの事業のいろいろ用紙、この促進の中で水利費という言葉は一つもない。町長、水利費とは用水費、これは農家の人しか払っていないんだ。今後これ今非課税対象というか使えない土地なのでとまっていますけれども、将来この補助事業のときに推進員の方も地権者からこういう同意をもらって歩くときに本当にこの件はどうなるんだ。そういう考えのときに町長はまずこの水利費の問題について町長、例えばどれぐらいざっと平均1反歩当たり、1,000平方メートルでどれぐらいの水利費が要していたか。例えば1町歩だと幾ら。大体1町歩区画なんだけれども、ざっとこの用水費の関係でどういう考えを持っていますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。農地整備事業における水問題、その負担ということでございますけれども、本来であれば事業の説明の段階で十分な検討がなされて、しかるべき内容をご説明できればよろしいんでしょうけれども、なかなかこの種の事業では当初から明確にお示しできない形で推進せざるを得ないという前後関係がございます。いずれ、一定の整備が進む中で具体の説明をというふうな段階的な対応になるというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。地権者の皆様方がそういう面でいろいろ不安に感じられているということについては私も一定の理解はしているつもりでございます。なお、もう少し具体的な考え方につきまして、担当室長の方から補足をさせていた

だきたいというふうに思います。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。ご質問の施設整備の維持管理費の件につきましてでございますが、東部区域につきましては既に施設の管理につきまして、揚水、排水ともに互理土地改良区の受益地に入っているところについては既に維持管理費を農家の皆さんがお支払していただいているというところがございますけれども、区域の中にまだ入っていないところの農地がございます。そういったところも、今回新たに農家の皆様に入っていただきまして、今互理土地改良区さんの受益地として新たに維持管理費を皆さんに負担していただくというようなことをご理解を、農家の説明会の際につきましては説明してきたところがございます。ご指摘の非農用地の説明会の方につきましては、そちらの方の非農用地でございますので、そういった説明はしていただけなかったというところがございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。今の維持管理費という関係なんですが、例えばもとのパイロット、東部地区野菜団地の中でこの排水費というのは白河地域のある一部が加入して、あとは加入していなくて、土地改良区には入っていなかった。今度は一体的な面積でこうするのだから全体的に今度はそういう片方はこうある地区は認めた。ではこうではなく全体的に今度は排水費というかそれをこういうふうに一体的にするんだということではないんですね。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。菊地議員のおっしゃるとおり、白川地区も含め一体的に受益地の中に取り込みまして進めていくという考えでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。白川地区は以前から加入していた、一部は。今までほかは加入していなかったの、加入していない人が多いんです。そうすると、この中で今度はここにこんな大きな区画されるときここに全部この用水費ばかりかかるのかとこれが問題なんです。ただ、私は今までのこのこういう推進員の方々ともいろいろ協議した中で、まず事業採択を受けることが大事だから、まずそのために同意してください。同意してもらおうように努力してくださいとみんな頑張ろうとそういうことで、こういうことを進めてきたので、本当にこの推進員の方はご苦勞なされてこの同意率を得たと思うんです。そこをまず言うておいて、ここの中の今度はこの取り組みで山元町東部地区の農地復興を目指した取り組みということで、この説明会の資料の中で防災集団移転促進事業で町が買い取りした住宅地も同様に集積を図り、公共用地として再配置する。で、いうふうになって説明して、この説明案のこの造成地地区の図面あるでしょう。ここの中の宅地の分が今度山側というか県道側より海の方に配分されて配置する。この件に関して、どのように感じていますか、まず。

議長（阿部 均君）これは担当課長ですか。町長ですか。（「まず町長から」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、お手元の説明会時における資料、これはその段階における考え方、配置計画ということでご理解をいただきたいというのが一つございます。今後、いろいろと皆さんと議論を深める中で、よりよい形に持っていくというのが前提になっているということがございます。また、水田なり畑地なりの場所をよく踏まえた整備なり換地が必要だというようなこともあるようでございます。宅地のところを農地化するよりは、宅地の部分はできるだけ宅地的な活用の方が望ましいというような基本的な考えもあるようでございますので、その辺は担当室長の方からもう少し補足させていただきますというふうに思います。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。議員ご指摘の雑種地、原野、山林につきまして海側に張りつけされているということについてでございますけれども、過日、9月、それから11月の非農用地の説明会の際にも権利者の皆様から多数のご意見をいただきました。特に、宅地見合いで購入された雑種地につきましては海側の方に配置されると将来的にも利用価値がないというようなことで、ご意見をちょうだいしているところでございます。そういったものを踏まえて、今庁内の方では非農用地の再配置の見直しというふうなことで再度検討をしているところでございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。町長、ですからさっきのこの議題になったらということなんです、だから危険区域1種は1回全部町で買い取って、例えば企業誘致なりグルなりこの事業地にする。どういう農地に整備、水田、これにして大規模、例えば水産特区のようなこういう企業でやるなり、そうするとこういう問題とかこの心配はしなくて済むから買い取りはその地権者、被災危険区域で住宅制限がかけられた土地は買い取るべきですというのがそこにあるんですが、再度、町長、その考えについて伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員の問題意識、私なりに理解する部分がありますけれども、町の懐ぐあいとの関係、あとは仮にそういう土地をどういう形でいつまでこの町の財政で持ちこたえられるかという部分もございますので、一つの問題提起としては私もそれなりに受け止めさせていただきましますけれども、なかなかすぐにはわかりましたというのは非常に難しい問題であるというようなこともご理解いただきたいというふうに思います。

4番（菊地八朗君）はい、議長。だって、町長、この農地整備土地利用、このこれの3番目、町長だってスライド見て一緒にやったんだけど、ここにただし現時点で防災集団移転促進事業で買い取りされていない土地についてということで、今回圃場整備事業に参加した場合でも防災集団移転促進事業による買い取りが可能とこう証言されております。そして、括弧でただし買い取り可能と判断された土地に限る。この買い取り可能という判断するところの判断基準はどう、について町長に伺います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。そこに説明会の際に記載のある事項につきましては、買い取り時期、まず防災集団移転で買い取り時期というのは皆様の移転の時期にあわせて買い取ることとしてございます。買い取り時期というのは、例えば単独でもう移転された方については既に買い取りを始めておりますが、新しい市街地、こちらにご希望されて入られる方については市街地ができてから買い取るような形になって、順番に買い取っていくような形になっています。今回の同意につきましては、新市街地ができるより先に同意をいただく形になりますので、買い取りの方が後になる場合というのが考えられます。そういった部分につきましても、買い取れる宅地については圃場整備の方に同意をいただいた後でも防災集団移転の方で買い取れるといったことを記載したものでございましたので、そういうご理解をお願いいたします。以上です。

4番（菊地八朗君）はい、議長。だから、ここで先ほど町長は町のいろいろ財産とか資金の面ということで、ここで例えば防集事業で防災集団移転事業の中でいろいろ一部他県、他町村で一部購入している地域もあるんです。これをいち早く事業に取り組むべきと今後の取り扱いとかということで買っているところもある。何もいいです。こちらに移ってから金払うのではなく買うとかそういうのではなく、もう買い取って次ことこういう考えもあるんでしているんで、例えばこの間の新地町だって実際は買っています。防集

業でそうすることが私は最初この事業促進で効果的ではないかという意味で町長に一応したんですが、そういう事由に今さら入れないんですか、入れますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、この買い取りの順番的な部分なんですけど、本来であれば速やかにというようなことが基本でございますが、何せ今の体制の中では2,000件からを超す防集の対象者の皆さんをいつでも受け付けられるような体制が組めていないというような部分もございます。あわせてご紹介すれば、津波浸水エリアでの住宅再建の拡充策も、先般ご案内いたしましたようにようやくこの16日から段階的に対応せざるを得ないというそういう体制があるものですから、ぜひ大変人手の少ない中でいろいろな問題を同時並行的にやる中でのご不便、ご不自由をおかけしているということは大変申しわけないわけでございますけれども、その辺の事情もご理解をいただければ。町としても少しでも東部地区の事業なり農地以外の非農用地の円滑な取得なり、あるいはこの事業に対するご理解を少しでも高められるように引き続き努力をしていきたいというふうに考えてございます。

4番（菊地八朗君）はい、議長。

ここの中でいつも人とかこういう言葉になってしまうんですが、震災時からスピード感を持った震災復興ということで取り組んできているはずなんですけれども、スピード感を持って優先とこれを優先順位、期限あるもの、いつまでも人材、人と言っていたらこのお金も事業これも32年で達成しなかったらお返ししますというようなことにしたらとんでもないことですから。スピード感を持ったこの事業の取り組みに、そして被災者支援に取り組んでほしいという要望をして私の質問を終わります。

最後に町長の決意を伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町といたしましては復興再生に必要な相当程度の財源は確保しているというふうな状況がございますけれども、残念ながらまだまだマンパワー不足もございまして、目指しているスピード感をいかにするかというのが大きな問題になっておりますけれども、そこはいろいろやりくりをしながら、そしてまた議会の皆様なり町民の皆様方にその辺の財源と町の執行体制、この辺のアンバランスな部分もぜひご理解を賜る中で鋭意対応してまいりたいというふうに思います。

議長（阿部均君）4番菊地八朗君の質問を終わります。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部均君）12番佐山富崇君の質問を許します。佐山富崇君、登壇願います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。平成25年第4回定例議会、3件にわたり一般質問をいたします。

1件目、排水対策。2件目、震災遺構について。3件目は、本町子供たち、児童生徒の学力向上を図るためにであります。

1件目、排水対策から質問をいたします。坂元地区の町民の皆さんから坂元地区排水

対策について、今定例議会を前に議会には請願書が、町当局には陳情書が提出されております。道合地区の排水対策としながら、全集落の区長さんたちが連名となっている点や、文面等々に請願書として整合性に若干の疑問は残りますが、坂元地区の方々がいかに排水問題でご苦勞されているかが強く感じるところがあります。よって、排水対策について4点の質問をいたします。

1点、坂元地区の全体の排水計画の立案はどうなっているのか。

2点、局地的排水の問題の対処はどのように対策を講じられるか。それは何か所あるのか。

3点、流末地域、つまり海岸地域です、東部の排水構想はどうなっているのか。

4点、対症療法では困難ではないのか。幾ら対策を対症療法を講ぜられても抜本的にはならないのではないのか。山下地区も含めてお伺いするものであります。この点につきましては前の排水対策について質問したときに町長から対症療法を続けていれば抜本的になるというご答弁をいただいているがために質問するのであります。

2件目。震災遺構の保存について質問をいたします。先月、11月29日、震災遺構について復興庁から本町旧中浜小に調査費が認められたことはご案内のとおりであります。それを受けて、今定例議会に提案されている議案第101号補正予算第6号の8款6項3目都市計画復興推進費の中に報償費、委託料として計上されておりますが、検討することは大事なことと思います。しかしながら、まずは維持費の件、あるいは形あるものは崩れる。形あるものはなくなるの例もあり、大震災後、貞観地震津波あるいは江戸時代の地震津波も遺構ではなく地層から明らかにされているなどの事実であります。地層から明らかにされているなどの事実であれば、保存については慎重の上にも慎重の検討が必要であろうと思います。以下、4点について質問をいたします。

一つ、検討会の設置を打ち出す方向で考えるとした町長の新聞への答弁がありましたが、コメントがありましたが、町長の誘導が強いのではないかと私は懸念をいたします。

二つ、アンケート調査ではどこまでの範囲、その範囲をどこまでにするのか。あるいは事業費はどれぐらいかかるのか。維持費等は幾らぐらいかかるのかを明確にしてアンケート調査すべきであると思いますが、いかにかお伺いするものであります。

三つ目、遺構校舎は何年ぐらい存続可能と考えられるのか。建物の状況をみな検討しなければわからないというご答弁になるんでしょうが、普通の校舎でさえも100年で廃校となります、通常は。そういう観点から言って、あのような被害を受けた校舎が、あるいは海岸のそばにあって常に潮風に当たる場所にあるのに、幾らもつんだ、何年もつんだということをお伺いしたいのであります。無残な廃墟となるのではないかとこのことを懸念するからであります。

4点目、維持管理はどのように、国の支援がなくても残すのかどうか。これは先ほど来から同僚議員の質問にも答えていらっしゃるのとおり、町の人口は1万人そこそこ、あるいは近い将来1万人を切るような状況になるだろうと思う。そういうときに、遺構を保存するとしてこの維持費を町の持ち出しということになったときはどうするんだ。その辺のところを懸念するわけであります。先ほどの同僚議員の答弁にもありましたが、町長は町の持ち出しは極力避けたい、つまりその中の何年、何のときに言ったかという避難タワーだったか、そのときに持ち出し負担はなくしたい、だから避難タワーは考えられないというようなご答弁をなさっているわけであります。避難タワーさえ持ち出

しするようでは困ると言っているのでありますから、遺構として残しても100年足らずで廃墟となることは明白であります。その辺のところも踏まえてご答弁願うものであります。

3件目に入ります。児童生徒の学力向上を図るためについてであります。大災害によって学校の統合や併設、あるいは時期がずれての学級始業等々、あるいは保護者の方々の生活基盤の不安定などによる児童生徒の学習環境が非常に悪くなっているというのが現実であります。先般の一般質問でも明らかのように、本町の児童生徒の学力テスト、生活アンケートの結果は全国的にはもちろんのこと、県内の位置づけでも厳しい結果に終わっているとご答弁をいただいております。これからの長い人生において、県外、国外、全世界の方々と伍していかなければならない本町児童生徒の学力向上を図るために、以下5点について質問をいたします。

1点、文科省において学力テスト結果の公表を自治体にとこのような前向きになってきているのではないのでしょうか。

2点目、ゆとり教育の見直しのために省令改正により土曜授業の復活を考えるべきではないか。これも柔軟に文科省ではなっている。

3点目、坂中で行われている学習塾との連携はどうなっているのか。他の学校でも、あるいは小学校でも取り入れることは考えられないか。

また4点目、授業力、総合力等の底上げのために有識者懇話とか、あるいはグループ討議などの教師塾は考えられないか。先生方にはこれまた研修や何やあるとは思いますが、さらに踏まえて本町の教育委員会としてそのようなことを検討すべきではないのか、考えるべきではないのか。

それらを踏まえていく中で5点目の郷土愛を育んで教育の現状と課題を分析して、その推進を図るべきと思うのであります。郷土愛を育まなければ立派なまちづくりをすれば町民は戻ってくるという町長のお考えもあるようではありますが、やはり郷土愛がなければ戻らない。あるいは出ていっても町にの思いがあればそこで常に山元町を考える、自分の郷土を考える。そういう人間、人生を送ってもらえることが可能ではないのか。そのような観点から3件目の質問ということでもあります。

まず、これで第1回目の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1排水対策についての1点目、坂元地区の全体の排水計画の立案はについてと、2点目、局地的排水の問題の対処はどのような対策を講じられるか、それは何か所かというのについて、関連がありますのであわせて回答いたします。

先に実施した震災復興計画排水検討業務においては、去る9月25日の災害対策調査特別委員会でもご説明させていただきましたが、大震災により被災した津波浸水区域の排水解析及び排水路の調査測量を行ったものであります。調査内容の主なものは、低平地の農地における震災前と震災後の地盤沈下等による排水状況や、排水施設、これは排水路系統、排水機場等が含まれるわけですが、これらの変化を把握すること、さらに震災復興計画に位置づけられております新市街地の計画、いちご団地の計画、圃場整備計画、防災緑地計画、JR移設等により土地利用が変わることから、土地利用計画に基づく各流域や施設の湛水状況の検証であります。

また、局地的な検証としては8点ほどあるわけですが、まず1点目は鷺足川と山寺川の合流点の検証、二つ目は牛橋右岸承水路の上流、旧JR横断箇所周辺の検証、三つ目は浅生原の新井田橋周辺の検証、四つ目は町区の谷地川周辺の検証、五つ目は中浜の一の沢川流末処理の検証、六つ目は牛橋河口南側の矢来排水機場流域の検証、七つ目は笠野海岸の花笠第2排水機場についての検証、そして八つ目は牛橋河口西側の牛橋左岸承水路流域についての検証などを行っております。その中で、坂元地区については谷地川周辺の検証と一の沢川の流末処理の検証が主でございますが、その他については坂元地区市街地農地の一部についての湛水はあるものの、農林水産省で定められている農地排水基準は満たされている状況であります。しかしながら、道合地区においては道路、排水路の地盤沈下による排水の停滞、土側溝部排水不良箇所など、一部確認されております。

これらの対策として一の沢川の流末については国土交通省の防潮堤災害復旧工事の中で構造的な検討を行っております。また、谷地川の排水構造上の問題や道合地区の道路、排水路の地盤沈下による排水の停滞、土側溝部排水不良箇所などの問題箇所については、国庫補助事業等を活用し、整備が必要と考えております。さらに、沿岸部における震災による地盤沈下に伴う排水機能の低下等については、今回の復興計画による東部地区の土地利用計画にあわせ排水対策を行うことにより、排水改良につながるものと考えております。

次に3点目、流末地域、海岸地域の排水構想をどう考えているのかについてですが、基本的には坂元地区においては四つの流域、戸花川流域、坂元川流域、一の沢流域、赤川流域がありまして、それぞれの地域での排水が基本となっております。坂元川、戸花川の流末については、宮城県による災害復旧事業での対応、一の沢川の流末については、前にも述べましたが、国土交通省の防潮堤災害復旧工事の中で構造的な検討を行っており、赤川の流末については災害復旧工事による対応であります。なお、沿岸部一帯については現在山元東部地区農地整備事業の土地利用計画に基づき、排水路の整備やポンプ施設の設置なども視野に入れ、検討しております。

次に4点目、対症療法では困難ではないか。幾ら対策を講じられても抜本的とはならないのではないか、山下地区も含めてについてですが、基本的には町全体の問題箇所については自然排水流域と機械排水流域があり、流域の排水解析により、前に述べた検証による問題の3か所、牛橋河口南側の矢来排水機場流域については排水機場の増強とともに上流の排水路の拡幅が必要であること。そして、笠野海岸の花笠第2排水機場についてはポンプの増量、牛橋河口西側の牛橋左岸承水路流域については、一部客土による畑地転用などの検討解析がなされております。これらについては復興交付金事業の農地整備事業、これは北部・東部・磯地区の3地区でございますが、ここにおきまして検討がなされ、問題解消へつながるものと考えております。そのほかの改修等については、可能な限り国庫補助事業等を活用し、検討してまいりたいと考えております。

次に大綱第2、震災遺構保存について旧中浜小学校舎の1点目、震災遺構保存について私の誘導が強いのではないかと質問についてお答えいたします。中浜小学校につきましては、東日本大震災という未曾有の災害における町内唯一の遺構であり、巨大津波の脅威、教訓を伝承し、末永く後世の人々に防災・減災意識を向上させるための有効な施設になり得ると思っております。このたび、復興交付金の採択を受けましたことから、

建物の健全度調査や遺構保存のあり方に関する検討会を設置し、議論を重ねてまいりますが、検討に当たっては学識経験者や地元の方々など幅広い分野のご参加をいただき、アンケート調査も行うことで広く民意を反映し、公平な議論を通じて保存の可否も含めて住民の合意形成を図っていきたいと考えております。

次に2点目、アンケート調査ではその範囲、事業費、維持費等を明確にして調査すべきであるについてお答えいたします。予定しておりますアンケート調査では、今回の大震災を伝承するための方法や遺構の活用などについて広くご意見を伺うことと考えておりますが、具体的な内容については今後検討してまいりたいと考えております。その際、議員からお話のありました将来の負担についても内容に盛り込み、より適切なアンケートとなるようにしてまいりたいと考えております。

次に3点目、遺構校舎は何年存続可能と考えられるのか、無残な廃墟とならないのかについてお答えいたします。震災遺構として保存するにしても、議員のお話のように、無残な廃墟にならないように今回建物の健全度の調査も行っていくものであり、その調査結果ごとに残し方や運用方法について検討していきたいと考えております。

次に4点目、維持管理について国の支援がなくても残すのか、町民の大きな重荷となるのではについてお答えいたします。遺構を保存する際の維持管理費は大きな課題であると認識しております。このため、私としても去る11月16日に根本復興大臣の視察時に維持管理費の国の支援についてお願いし、11月22日の震災遺構保存に関する沿岸15市町村長会議に出席した際にも問題提起をし、知事からも国に求めていくとの回答をいただいております。この問題については、引き続き町としても粘り強く要望してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）大綱第3点について、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。佐山富崇議員のご質問にお答えいたします。大綱第3、児童生徒の学力向上を図るための1点目、学力テスト結果公表を自治体にですが、先月29日、文部科学省が発表した平成26年度の全国学力・学習状況調査の実施要領において、これまで個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされていた調査結果の取り扱いについて、市町村教育委員会の判断で実施要領に定める配慮事項に基づき個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能であると変更がなされたところがあります。

平成19年度の調査実施以降、個々の学校名の公表に対する文部科学省の見解は毎年定める実施要領の中において序列化や過度な競争につながらないように配慮する観点から、個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされてきたところでしたが、ここに来てさまざまな動きがあり、今回の変更になったものと思われまます。

教育委員会としては県教育委員会の動向もまだ見えないところであり、今後学校の考えや保護者のご意見等を十分集約の上、教育委員会において議論を展開して山元町における公表のあるべき姿を導き出していきたいと考えております。

次に2点目、ゆとり教育の見直しによる土曜授業の復活についてですが、学校週5日制は学校、家庭、地域の3者が連携し役割を分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念のもと、平成4年9月からの段階実施を経て、平成14年4月に完全実施され、今日を迎えております。近年、一部の地域では新学習指導要領の改訂に伴う授業時数の増加や、保護者や地域に開かれた学校づくりの観点から設置者の判断により土曜日

に授業を行う学校も見られること、民間の世論調査等において土曜授業の実施に対し高い支持があること、また土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在するとの指摘があり、このような状況を踏まえ文部科学省が本年3月土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、土曜授業のあり方についての検討が始まりました。

検討チームの最終まとめが9月末に発表されましたが、この中で土曜授業の実施を促進するための今後の取り組みの方向性が示され、11月29日には土曜授業の実施要件を教育委員会が必要と認めた場合と緩和する省令改正が行われたところでもあります。今後、教育委員会として土曜授業のあり方、学習機会の提供、さらには多様な学習や体験活動の機会などの視点からご意見をお聞きしたり、実施に向けた体制整備に関する国県の動向も注視しながら検討を重ねなければならないものと考えております。

次に3点目、学習塾との連携についてですが、震災以降、町内の学校は全国各地から心温まる物資によるご支援をいただくとともに、学習支援も数多くいただいております。坂元中学校の学習塾による学習支援もその一つであります。この学習塾は震災直後から本町での支援活動を開始し、仮設住宅集会所での移動教室から始まり、坂元公民館を利用した土曜ゼミや平日放課後及び長期休業中の講習を継続的に行っていただいております。また仮設住宅での生活を送るなど学習環境の整わない中であっては本当にありがたい支援であり、学習効果にも十分反映してきているものと確信しております。議員から他校でものご意見ですが、実は山下中学校でもこの学習塾からの学習支援を同時期から同じような形で受けており、学力向上に深く寄与いただいているところであります。この学習塾は文科省の緊急スクールカウンセラー等派遣事業の補助採択を受け、この学習支援活動を実施していただいておりますが、国の財政支援がなくなった以降についても何らかの支援を続けたい旨のお話も受けておりますので、教育委員会としても引き続きの支援要請をしてまいりたいと考えております。

次に4点目、教師塾についてですが、児童生徒の学力向上のためには指導者である教員の授業力、総合力等の底上げは必要不可欠であるものと私も認識を同じくしているところであります。教員には教育者としての使命感、専門的知識及び実践的指導力など多くの資質が求められております。さらに、児童生徒に対する教育的愛情や教職に対する情熱などを持って児童生徒を指導し、可能性を引き出す大きな目標があります。それゆえに、教員は常に研修が求められております。現在、各学校では県の総合教育センターでの研修はもとより、秋田県などの先進地視察へ参加させるとともに、校内でも児童生徒の実態に即したテーマを設定し、校内研究にも取り組んでいる状況であります。折しも、今月6日の河北新報に東松島市教育委員会の教師塾が紹介されておりましたが、これらも参考に今後より効果的な、特に教師の授業力向上などに力点を置いた内容の研修機会を設けてまいりたいと考えております。

最後に5点目、郷土愛を育む教育の現状と課題を分析してその推進についてですが、郷土愛を育む教育の具体の取り組みとしては、小学校では各校ともふるさと教育を計画し、発達段階に応じた指導を展開しており、中学校でも道徳の時間や職場体験を通じ郷土愛を育む教育を展開しております。また、昨年第2回議会定例会で佐山議員からご意見のありました郷土愛を育てる教育のためには豊かな経験のあるお年寄りの方々との交流の機会をつくっていくことが必要ではということでしたが、祖父母参観を初め伝統芸能や農業体験でのご指導を受けるとか、中学校ではグラウンドゴルフを通しての交流な

ども行われております。

これらの取り組みなどから浮かび上がる課題としては、例えば伝統芸能の継承では受け手側の児童数の減少、農業指導では農家の方の高齢化や後継者不足、また学校を出て直接現地に赴いての学習においては受け入れ先との日程調整や移動手段の確保などが課題として挙げられておりますし、震災以降としては地域との連携としての活動ができなくなったとの話も伺っております。震災により大きなダメージを受け、そこからの復興を最大の目標としている我が町としては、こういうときだからこそこれからの郷土を担う小中学生に郷土を愛する気持ちが生まれるよう、地域やお年寄りの方々との交流なども十分に考慮した郷土愛を育む教育のさらなる推進を図ってまいります。以上でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。1件目から順次、再質問をさせていただきます。1件目の1点というよりは2点も含めてのご答弁をいただいたところでありまして、1点目、別に町長に1点目だけについてお伺いをしたいのであります。町長、その辺のところ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。1点目というようなことでもございまして、坂元地区の全体の排水計画の立案はというようなところでございまして、基本的に今ご説明いたしましたように、坂元地区におきましては沿岸部を除いた排水分析の結果による面的整備を要するような湛水地区は見受けられなかったというようなことでもございまして、その中で局地的な排水不良箇所が数か所あるということでもございまして、これらの排水不良箇所の整備を進めるに当たりまして可能な限りの財源確保の方策をとりつつ、また優先順位を整理しまして整備計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。私も1回目で質問しましたが、そうであるならば今の町長のご答弁のように全体的には排水対策を必要とするようなところは坂元地区ではなかったとこういうご答弁なんです、今のご答弁は。そういうことであるならば、先ほど申しましたとおり、あの請願陳情書は何なのだろう。道合地区と言いながら坂元地区の集落の区長さんが全員連名しているわけです。そして印を押しているわけです。ということは、坂元地区としてもという言い方はおかしい、坂元地区は排水で苦勞しているだろうと私は思ったわけです。全員の区長さんが名前あげているということは、この辺は請願としては若干矛盾した整合性に欠けるところがあると思う。ですから、議長は何か1回だか2回、ちょっと受け取らなかったというのをちょっと聞いているんですけども、確かにそれは議長としてはそういうお立場ですからそれもあるか、整合性に欠けているところがありましたから。ですが、あの請願書から受けた感じは、私が。みな難儀しているんだ、排水では。だからみんな道合地区と言いながら区長さんたち全部名前書いたんだべなと私はそう理解いたしました。ですから、坂元地区で排水対策問題はないという今のご答弁については私は納得いかないものであります。改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。冒頭、ご質問にお答えした中で、その辺の前後関係についてはお話をさせていただいたつもりでございますので、その辺は間違いのないようにひとつご理解をいただければというふうに思います。

繰り返します。沿岸部を除いた排水解析の結果による面的整備を要するような湛水地区は見受けられません。しかしながら、局地的な排水不良箇所が数か所あるという、そこはこの道合地区というようなことを先ほどこのしかしながら道合地区においては一部確認されておりますということで、十分ご説明、お答えをさせていただいたということ

でご理解を賜りたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、部分的にはあるが全体的には面的には排水問題はないとおっしゃったんでしょう。そうおっしゃったんです、今の答弁は。そういう意味から言ってあのまちづくり坂元新市街地、あそこのまちづくり協議会があります。あそこの機関紙でも長期的にやっていただくものと短期的にやっていただくものと分けて、きちっと排水対策に当たってもらいたいと出しているんだ、機関誌には。創刊号だか1号だったか忘れたけれども。そういうふうに今度の請願なり陳情にも全集落の区長さんが名を連ねている、あるいはまちづくり協議会の機関紙にも打ち出しているということは、排水が坂元全体が悪いんだろうと私はそう理解しているんですが、町長の受け止め方はそうでない。一部あるけれども、全体として面的に排水悪いところはないんですとこうおっしゃったんです。そういうふうに町長は理解しているのかどうか、改めてもう1回お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。面的整備というふうな部分と、局部的な不良箇所が数か所あるというこの辺の一定の説明をさせてもらっているわけでございますけれども、お手元に私の回答要旨がごらんいただけるわけでございますので、ここの中で十分ご理解をいただいでよろしいのではないかとこのように思うわけでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。私はこの回答書だけでは理解できないところでございます。面的だから全部が全部排水悪いんだなんてそんなこと言いません、私だって。ただ、一部地域が何か所もあったら坂元地区全体が排水悪いとこういうことなんです、私の解釈は。町長、そういう私の解釈です。一部地域といたらほんのごくわずかです。それが何か所もあったら全体的に悪いとこうなるんです。そうではありませんか、私の解釈が悪いんでしょうか。改めてお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。まず初めに、佐山議員さんにご理解いただきたいのは、震災復興排水検討業務の中での内容のまずご理解。これは去る25日の災害特別調査委員会でも説明させていただきましたが、農政サイドの補助事業であって、浸水期の排水解析と排水路の調査ということで、全町的に挙げて調査をした。その中で先ほど町長の答弁にありましたが、坂元地区においては農地上の排水問題というふうな大きな問題点は見つかりませんでした。ただ、道合地区については農地上の周辺が田んぼの部分がありますので、田んぼに湛水するエリアということで、24時間以内に排水が可能であるというふうなエリアにカウントされております。

しかしながら、現況は一部宅地化されておりますことと、農地が耕作されていないことということで、本来農地の機能が持つ貯留能力が欠如しているということに加え、道路、水路等の地盤沈下等によってその辺が大きくクローズアップされたというような状況でありますので、局部的な箇所の問題という形でご答弁をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいとこのように思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。道合地区に限ったものだとこのことでいいんですか、だったら。改めて伺いますが、今まで私も議員も多少長くはやらせていただいたり、議員でないときも農業委員とかあるいは農協の役員とかさせていただきました。そのときには坂元の町水びたしだから来て見てくれとかたびたびありました。ですから、私言っているのは坂元地区の方々は今度の請願書にも多少整合性は欠けるが難儀してきたんだらと区長さんたちみんな名前出すということは、だからそういう意味で坂元地区の排水計画は全

体の排水計画はどうなっていますかとお伺いしたら、そういう心配はないんだみたいなご答弁で、部分的にはあるけれどもとそういうふうなご答弁だから、そういう認識でいいんですかとお伺いしただけで、いいか悪いかだけお答えいただければいい。あと、課長の説明は確かに前聞いています。この地域、あります。これはこういう関係で直しますという話も聞きました。こういうことでこの事業でやらなければならない、それは理解しております。私はこの震災ばかりではないんです。坂元の人たちが長く難儀してきたんだべな。それを何とかしなければならぬべなという思いでもって質問しているんです。ですから、その認識でいいんですかということをお伺いはいいか悪いかだけ答えてもらえばいいのっしや。長い答えは要らないんだ。そういう町長さんの認識でいいんですかと聞いているだけなんです。課長に振らないで町長の認識。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員おっしゃる範囲でといたしますか、坂元地区ではいろいろと排水対策にこれまでご苦労されてきたというふうな状況はそのとおりでございます。私もその部分についての見解を異にするものではございません。

12番（佐山富崇君）はい、議長。何か言葉のあやで町長の答弁が違ったんだと認識は私と同じだというご答弁いただきましたので、安心をいたしました。そうでないと坂元の人たちの気持ちが通じないことになると思う。何としても今度の震災に限ることではないんです。町民が幸せに暮らすように町長さんは考えてもらわなければならない。水で難儀してきたという思いがあるからこそ全部の集落の区長さんが名前をあげているんだらうと私は思う。そういう認識がそういうことであって、では別に排水計画のそういう認識は同じだけれども、立案はしないということはいいいんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの再質問の冒頭でお答えいたしましたように、必要な不良箇所が数か所ある、道合地区も含めまして。これらの排水不良箇所の整備を進めるに当たり、可能な限りの財源確保の方策をとり、また優先順位を整理しながら整備計画を策定してまいりたいとそのようにお答えさせていただきました。

12番（佐山富崇君）はい、議長。安心をいたしました。何かちょっとずれがあるんです。私が悪いのかもしれませんが。聞き方が下手なのかもしれません。そういうことで、数か所いろいろな場所があるのでそういう計画をしていきたい、立案してやっていきたいというお話をいただきました。そういうところは町だけでも大変なので、国庫補助事業等を活用し整備が必要と考えておるとこういう1回目の答弁をいただいております。道合地区については何の国庫事業を持ってくるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これについてはいろいろと検討をしているところでございます。今回の基本的な排水の解析調査、これについては農水省の事業を活用しながら調査を進めてきているというようなことでございますので、一つはその延長線上でどういうふうな事業の導入が可能なのかというものもございまして。さらには、先ほど岩佐哲也議員さんにもお答えいたしましたとおり、市街地整備の一つとしていろいろとこれまで検討してきた中で必要なエリアがこの周辺にもどうしても再検討せざるを得ないというような状況もありますので、そういう部分の事業、昨年いろいろと議論をさせていただきました災害公営住宅の整備とあわせての一体となった問題解決のための事業を導入というのも一つの選択肢というようなことで考えているところでございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。一つの選択肢としてそういうことも考えられるというご答弁だと思って、それは受け止めました。まずもって、この国庫補助事業、農

水省の予算を持ってくるとこういうお話をいただきました。農水省の予算を持ってきてそれは道合地区に限ったことではないのでしょうか。どこの地区とどこの地区とどこの地区を農水省の予算、国庫事業を持ってくるんですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回の解析の中で面的な整備、あるいは農地の関連等の改修等に関連する事業、あるいは今回の震災のために、これも農地に関連した災害箇所等に影響する、あるいは震災により面開発等に伴って農地を減らしたような場所の解析等によって対応する工事、それらが主なものでございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、具体的にどの地域とどの地域をどこの農水省の金を持ってくるんだということをきちっと打ち出してくださいということを言っているわけです。課長が答弁するならそのぐらいのこと答えてくれ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明させていただきましたが、東部地区の農地整備事業が主でございます。その中で特に……。

議長（阿部均君）場所が違うでしょう。今東部地区のことを議論しているのではないでしょう。（「坂元地区の東部地区」の声あり）坂元の市街地の排水計画のことを言っているんだよ。みんな聞いているのも道合地区なんていうのは東部に位置している問題ではないでしょう。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼いたしました。上流部については農政の補助メニューにはございません。今回復興事業の中の補助メニューでの検討はしておりますが、協議中ということでご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。私もまた頭悪いから頭こんがらがってきたんだ。つまり、農水省の予算でいうのは東部地区の区画整理事業に絡ませてやるんだということですね。今の課長のご答弁はそれはよく理解できます、その件については。ただ、道合地区を含む坂元の6号線の上あたりの排水はどことどこが問題で、それをどのようにどの予算を持ってきてどういう計画のもとにやるお考えですか。ですから、これは課長ではわからないと思う。町長だと思う。私思うには、どの予算、どの系統の町長さんどこに県庁にいたんだから、長く。だから、この辺はもう金の引っ張りなんか得意だと思うんだ。よくいつもおっしゃっているから。だから、そここのところではいかにどの地域はこの事業を持ってくる予定でおります。この地域はこの予算を持ってくる予定でおります。そういうご説明をいただきたいんです。お願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的な事業の内容でございますので、これは担当の課長なり室長の方からそれぞれご説明をさせていただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。いいです。課長なら後で行って聞くから、ここで聞きたいのは町長さんのご答弁を聞きたいのでありまして、町長さんは坂元でお生まれにならずと坂元のことを考えていらして町長さんになられたわけで、県庁に長くいていた方で優秀な方なんだから、だから私は町長さんの口から聞きたかったんです。課長に聞くのだったらあと行ってちょこちょこもらうから、メモでも何でも。いいです、その件につきましては。

では、2点目に入ります。2点目は対処の問題だ。どのように講ぜられるか。これは同じだな。いいわ。

3点目、流末地域、これはですからさ、今課長に聞いたように東部地域ということになって区画整理事業ということになるのか。それで、これはあれとも関係あるわけです。

同僚の哲也議員の機関場外してあれで今度堤防高くするんだという話でありました。さっきの哲哉議員との質問では、答えでは。やはり要らないのか、機関場。堤防さえ高くすれば。それで排水うまく流れるんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。坂元川の河口につきましては、これまで水門がありました。堤防をかさ上げするという工法での災害復旧に切りかえますが、排水につきましては水門があった際に地震等の影響で閉門して、それが長期間開けられなかったりする場合には上流域で湛水等の被害が及ぶというようなことから、水門を撤去しバック堤方式で高さを確保して排水も十分に行えるように災害復旧を行っていくという流れでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。水門はないんだから海と直結するわけです。塩害はありませんか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。塩害の対策といたしましては、塩止め堰を設ける計画となっております。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。これは通告外ですからここでとめておきます。塩どめ堰をつくる。それだけ伺っておきます。

それで、あとはそれぞれの流域をきちんと区画整理だやるんだばかりで、区画整理でそれで全てやれるの。その区画整理で先ほど八朗同僚議員、八朗さんからの質問にあった67.6パーセントの同意ですか。95パーセントの同意がないと難しいというふうに町長のご答弁、先ほどあったんですが、できないとこれもみなだめだ、排水も何も。こういうふうに理解していいんですか。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。先ほど同意率66.7パーセントにつきましては、まだ同意されない受益農地の方々につきましては整備に着手することはできませんけれども、そのほか同意された方々のところについては工事が着手できるというふうなことになります。坂元地区につきましては、今現在沿岸部谷地排水機場と大谷地排水機場の2か所で排水を賄っているというような状況でございます。それらの災害復旧事業が既に終了し、今従前の機能を回復したという状況でございます。それらを既存施設を活用して農地の排水を担うというふうなことでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。改めて聞きます。今のお答えでなりますと、同意してもらった方々の分だけ仕事できる。私が今まで聞いていたのは95パーセント以上の同意ないと事業として採択してもらえないんだというふうに理解していたんですが、そうではないんですね。今のお答えからいうと同意してもらった人の分さえあればこの分の仕事はできるんだということでもいいんですね。改めてこれだけ確認しておきます。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。95パーセントというのは目標の設定で95パーセントというふうなことで進めておりましたが、土地改良法の基準の最低が耕作者の3分の2以上の同意ということが定められておまして、それらをクリアしますと法律上の手続が可能というふうなことになります。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。大変勉強不足で申しわけありませんでした。もう大丈夫だということのうふうに事業としてはオーケーというふうに理解していいんですね。これだけ確認して、この件については東部の区画基盤整備事業についてはやめます。これも通告していませんので。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。最低基準はクリアをしても、引き続き同意の向

上に努めてまいります。

12番（佐山富崇君）はい、議長。基盤整備事業については通告しておりませんので、この分についてはやめます。

ちょっとなまなんだけれども、しょうがない。4点に入ります。対症療法では困難ではないか。幾らやっても抜本的にはならないのではないかというふうに申し上げたんですが、町長、もう一回改めてここ何とかちょっと理解できなかつたのでお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐山議員のおっしゃる対症療法という部分につきましては、前回の定例会の中でもいろいろとやりとりをさせていただいたわけでございますけれども、私が前にお話ししたかったのは、今回の解析調査等の中でいろいろな問題が抽出されましたので、その解決に向けて計画的に事を運ぶ。そういう中で一つ一つの問題が解決をされるんですとそういうふうなお答えをしたわけでございます。必ずしも、農地整備事業であれほかの事業であれ、膨大な事業を同時並行的に短期間でというふうなのが難しい側面が多々ございますので、これはいろいろな意味での整備の考え方、優先順位、これをしっかり前後関係を見定めながら少しでも有効な排水対策につながるような事業実施をしていく必要がありますというようなことでお答えを申し上げたところでございます。

議員さんはそれを総括されて対症療法ですねというふうな前回の受け止め方をされたというふうなことでございますので、ぜひご理解をいただきたい。

12番（佐山富崇君）はい、議長。全くそのとおりです。ですから、私は抜本的に対策をしなければだめですと申し上げた。一番最初からそう言ってきた。抜本的とは何。水は南北に流さないこと。東西に流すこと。これが抜本的ですと申し上げてきた。一番最初からそういうふうに言ってきたつもりです。南北に流したのではだめなんだ。西から東に水は流すことだけなんです。これが抜本的なんですということを申し上げたんですが、町長には理解していただけなかったような感じではありますが、対症療法でも何でもいいから排水いぐしてくない。悪いのではだめなんだから。

第2件目に入らせていただきます。1点、町長の誘導が強いのではないかと申し上げたら、末永く後世の人々に防災減災意識を向上させるための有効な施設になり得ると思っておりますとこういうお答えです。なると思えます、私も。ならないとは思いません。ただし、100年ぐらいでつぶれます、あの建物。町長はいかに考えているか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。建物の耐久性というふうなことを考えます。あるいはご指摘の塩害の関係とかもろもろ考えますと、一定の建物としての寿命というふうなものがあるのかというふうには、それは私も認識しております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。100年ぐらいの間でしたら人々の口伝えで十分伝わる。そういうのなくても。本当に残すべきだというんだったら1000年ぐらい持たないものでは要らないんだ、私の考えとしては。どんどん国から残してあげますからと維持費から何から来るのならそれは構いません。保育所なり学校なり教育の問題でもあれば危険を避けるためにビル、避難タワー、持ち出しは困難だからやめましたと先ほど町長は答弁している。そういうことであるならば、震災遺構の保存に100年足らず、あるいは150年ぐらいでなくなるものに金をかけてはいけなない。1000年ぐらいもつものならいい。結局、先ほど1回目の私質問しましたが、昔の地震なり津波の跡は地層からきりわからなかつた。後からです。ここの地層が貞観の地層だ。これが江戸時代の何とかの

地層。そのときの遺構というのはあるのは石ぐらい、石碑。私は中浜小学校の跡地によく持ってきたと思うような大きな石とか石碑とかそれは必要だと思います。これは残りますから。これは1000年ぐらいもつでしょう。大きな石でしたら。それは必要と思いますが、あの建物、健全度を調べるからとかそんなことを言っても150年たつたらもたないから、あの建物。廃墟になりますから。私はそう思う。これは見解の相違もあるからしようがないんだけど、まず私はそう思うということをお話ししておきます。

それで、アンケート調査ではその調査対象者はどこまでを見ているか、まずお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。今アンケート調査の範囲、それは多分お配りする範囲というような部分だとは思いますが、その部分につきましてはこれから検討させていただきたいと思っております。町民の方を前提に、さらにどこまで広げるか、その辺の部分についても今後検討してまいりたいと思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。まだ決まっていないのであれば、ここで申し上げておきます。全町民を対象にさせていただきたい。全町民が負担することになる、維持費とか何か、将来。ですから、全町民を対象にさせていただきたい。

それで、事業費もきちっと出して大体このぐらいかかります、あるいは維持費も年間これぐらいかかりますということを出して、そうでないとだめなんだ。鉄道のJR上げたほうがいとみんな言ったからと1回目だけの津波来たばかりのすぐのときにアンケートをとって、ああいうようなアンケートの取り方は誘導したという。いいですか、言っておきますよ、全町民対象、それから事業費、それから維持費、町の持ち出し、そういう等全部出してそしてよく理解をしてもらってアンケートに答えてもらわないと誘導なんぼでもできるの、アンケート調査したといっても。例えば哲也議員の質問にもいろいろあったでしょう。85パーセントが二つ。それは答えないでにおいて山下が4割だとか宮城病院が3割だとか坂元が1割だとかそういうふうな答えばかりするとこれは誘導したということになる。こういうこともあったんですが、こういうこともあった、全部言わなければならない。全部町民にわかってもらってそしてアンケートの答えをいただかないと誘導したことになりますからね、その辺を申し上げておきます、まず。答えは要りません。言っておきます。

それで、町長はこれから管理費、維持費、維持管理には国の補助がなくても残すのかということに対しては、県にもお願いしてどんどん要望を出していく。町長会議においても首長会議においても問題提起をした。それから知事からも国に求めていくとも回答をいただいた。知事がそう言っているというのは新聞には上がっていただけでも、問題については引き続き町としても粘り強く要望してまいりたいと考えておりますとこういうことですね。これはわかります。もちろんそうしていただかなければなりません。100年間どうしても残したとすればその100年間国から金来るようにお願いします。私の聞いているのはそうではない。来ない、国から金来ない、町の持ち出し。それでも残すんですかということをお伺いしている。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほども1回目の質問でお答えいたしましたように、いろいろと町民の皆様のご意向を集約する中でこの問題に対応していきたいというふうなことをお話し申し上げたつもりでございますので、そういう中で一定の方向性をしっかりと見定めていく必要があるものというふうに認識しております。私としてはこういう遺構の

問題はこれほどの大規模な災害を受ける中で、一つの小さな自治体だけでの問題ではないというふうな基本的な認識もございます。これは国を挙げてこの問題に真摯に対応していくべき問題ではないのかというふうに基本的に思います。ただ、問題は議員ご指摘のように、残すにしてもどういう形であればできるだけ負担感のない形で残せるのか。いろいろ議論重ねる中で今の保存技術をもってしたらば現物を全部残すのか、部分的に残すのか、あるいははたまた何か今の技術を駆使したような保存技術を活用しながらとか、いろいろなアイデアが出てくるだろうと思うんです。そこは、まさに皆さん方の知恵を集約する中で負担感のない形でやっていかなければならないだろうというふうに思っています。

12番（佐山富崇君）はい、議長。全くおっしゃるとおりです。町だけの問題ではない。私もそう思う。だから国から金持ってくるということについては賛成です、努力してくださいと私申し上げている。持ってくることはないからなどと言っていない。あれは残すことないからとか私言っているのではないんです。誤解されると困るんだ。誤解されたくない。残す、国で面倒見る、そしてこれは町だけの問題ではないから国で維持費も頑張りますと。町民もあらかたの人が残してほしいというほうになった場合は残して結構です。ただし、その意見集約なり考えを集約する中で余り誘導集約してはいけないということを行っているだけです。誘導集約してはいけない。きっちり開示してこのぐらい金がかかる、国からは維持費これしか来ません、それでも町としては残したらいいのでしょうか、町の持ち出しこれぐらいかかりそうです。そして集約しなければいけません。誘導集約はしないということを約束していただけますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員は誘導という言葉をお使いなのでございますけれども、この震災遺構の保存の問題に限らず、私の立場としては一定の考え、方向性を絶えずお示しをする。それでこの議会なり町民の皆様の一定の判断を仰ぐというのが、これは山元町のみならず世界各国に共通した対応のあり方だろうというふうに思うところでございます。ご懸念の部分は十分配慮しながらこの問題に取り組んでまいりたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。誘導といったのが何か余りよろしくないようであればおわびをいたしておきます。そうでありませんが、私に相談するときあらかた決めてからばかりだ。今度いろいろ私らのご提言を申し上げると決まっていることだからとこうきている。言いたくありませんが、私言わせてもらいます、まだ。JRの用地買うのに数か月で買えると私に一言も相談もなしに言ったでしょう。そういうことを言っているんです、誘導というのは。よく相談しながら決めていく、これは私の考えはこうなんです、これは打ち出してもらって結構です。ところが私に一言も相談もなしに歩いてきたから。JRの上に上げるというのでもそうだったんだ。津波あってすぐにアンケートとってばっど。ああいうアンケートは何回もとらないと、そして決定するのっしや。まあ、いいです。これで今言ってもここで時間もないし、ですから、私は申し上げておきます。余り強く誘導なさらぬでよく慎重に慎重にやって検討していただきたいということを申し上げて、2件目の質問を終わりにします。

3件目に入らせていただきます。教育長ご答弁いただいたのあらかた私とそうは大差はありませんが、何か主体性がないお答えです。残念ながら県の教育委員会でもまだ決まっていないしとか、そんなこと言ってはだめでしょう。県でこう決まったといたら

みな言うこと聞くんですか。あっち向けと言ったらはいと。もう少し主体性を持って教育委員会として頑張ってもらいたい。あるいは私もすぐにこうなったから学力テストの結果を学校ごとに公表しなさいとか、そういう思いはありません。もちろん保護者なり関係者なりよく検討なさって、学校ごとではなくても町全体としてはこんなものと、実際点数を出すとかいろいろあると思う。こういうふうに変わってきて教育長もご答弁にあったとおり、変わってきているわけですから、時代は。文科省の態度も。それは申し上げただけでいいです。この1点目は、学力テストについては。

それから2点目の土曜授業の復活、これはお聞きをもう1回します。前向きな気持ちあるんですかないんですか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。ございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。大変明快なお答えで心証をよくしました。土曜授業は私はやるべきだと思っています。ただし、その授業のあり方については単なる学科教育とか何かだけではなく、5番の郷土愛を育む教育とか、あるいはスポーツ教育とか、あるいは道徳教育とか、その辺、情操教育とかこれに充てるべきかと。そういうことで検討して土曜日でも学校に行かせる、登校させるというようなことは必要ではないかと思っております。今の教育長のそういうつもりはありますというお答えをいただいたので意を強くしたのでありますが、教師塾、これもこの日に充てなければならぬ。ただ、これは町長さんもいらっしゃるから通告にないけれども、関係するので、議長、質問していいですか。

議長（阿部 均君）はい。

12番（佐山富崇君）はい、議長。了解をいただきました。土曜授業をするということになると先生方が大変になる。これも本当は教育長から県の教育委員会へ行って学校の教員定数をふやしてもらおうとか何かは進めなければならぬと思います。土曜日学校に行くから先生方に土日休んではだめだなどというのでは、交代で休むとかそれはしなければならぬと思います。町長さんにお伺いしたいのは、一時的に大変ではあるが岩佐哲也議員もおっしゃった。教育についてはうんと投資をするべきではないのかという質問もありました。私もそれに続いては同感であります。ですから、町費教員とか何かも、あるいは講師とかもう少し考えていただく余地はあるのかどうかをお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。可能性も含めて、教育委員会の方とよく検討を、相談をさせていただきますと思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。立派なお答えだと思います。教育長、そういうお答えでありますので十分町長とねんごろに話し合って講師の数とかふやして、土曜日授業を復活させて学力なりそういう全ての子供たちを育てていかなければならぬと私は思っております。

それで、時間も余りないからこれだけ、一つだけ聞いて。坂中で行われている学習塾は山中でもやっているというお答えをいただきました。結構なことあります。ただ、これはご答弁では全国からのご支援によって行われている。こういうことをお答えをいただきました。これはご支援いつまでももらっているわけに恐らくいかないでしょうから、その辺のところを考えながら実はこれは少しよそごとになりますが、時間ないからどうせだから。この間、亘理町の友人と会った。佐山君、うちの若手、岩沼に行ったわ。なに、お前、津波にもあわないしやっことないべ、若手やるごどないべと申しまし

たら、いやだめなんだ、孫の教育のためには岩沼までなんだ。亙理では遠いんだ。仙台の学習塾にやるのという私の友人の話でした。亙理でだめで、おらほうでは全くだめかといったら、だめだねとそんなことを言うやつがおったんです、私の友達で。そんな人は友達になりたくないから知人としておきます。

ですから、そういうことであれば田舎は田舎なりの学習塾との連携とか何かを図っていくべきだ、逆手にとって。私はそう思っているんですが、教育長のお考えを伺います、所見を。

教育長（森 憲一君）はい、議長。いろいろ佐山議員さんの町内の子供たちの学力向上に関する非常に熱い思いを前回のときもそうでしたけれども、今回もまたお伺いをし私も少なからず頑張らなければならないと意を新たにしたところでございますけれども、今回の学習塾のことにしましてはあくまでも私たちの認識としては本来子供の学力向上、基礎基本の学び、これは学校でやる、果たすべき役割だというふうに私は考えております。それを、学習塾という一つの教育機関ではありますけれども、これはあくまでも今震災後の子供たちが置かれた避難所運営なり、あるいは仮設住宅なりで非常に辛い中で受験勉強をしなければならない、学校の勉強の補習をしなければならない、そういう状況の中であくまでも緊急避難的な対応だというふうに思っているところでございます。

しかし、そういったところも含みながら、今助けていただいていることに感謝をし、また今後町として、教育委員会としてどうあるべきかというところを、先ほどの土曜授業というのもございましたので、そういった全体的な枠組みの中で議論を重ね、方向性を導き出していかなければならないものだろうというふうに今考えているところでございます。

1 2 番（佐山富崇君）はい、議長。教育長の今の答弁は表向きの話だけだ。私から言わせると。これは全くそのとおりでございます。何の非の打ちどころもございません。学習塾などというところに頼ってはいけない、本来であれば。しかし、現実には亙理の友人といたくない知人は孫の教育のために岩沼に移っている。仙台の学習塾に通わせるために、いい学校に入れたいがために。これが現実です。ですから、田舎は田舎なりの武装、対策をすべきではないのかと申し上げている。答弁を求めてもさっきと同じ答弁になると思いますから、答弁は要りません。そうでないと、田舎の子供はどこまでも田舎の子供、はなたれははなたれで終わる。私の妹がうちに来たときに、お兄さん、孫のだれそれ、やはり田舎のやろっ子という顔しているところなことを言いました。仙台にいる妹がそんなことを言う。はい、終わりました。

議長（阿部 均君）答弁は要らないですか。（「要りません」の声あり）

1 2 番佐山富崇君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は3時45分いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）5番竹内和彦君の質問を許します。5番竹内和彦君、登壇願います。

5番（竹内和彦君）はい、議長。それでは、平成25年第4回山元町議会定例会一般質問をいたします。

これから三つの質問を進めてまいります。まず1番目に、新市街地の進捗についてということで質問してまいります。それから2番目に坂元道合地区の排水対策についてということで質問してまいります。そして3番目として、震災遺構についてということで質問いたします。

それでは、早速1番目の新市街地の工事の進捗についてということでございます。去る7月31日と8月7日に新市街地の安全祈願祭を行いました。その後、既に4か月が経過しております。しかし、工事の進みぐあいは遅く、特に坂元の新市街地は工事の状況が全く見えない。被災者は仮設住宅で今か今かと気をもんで見ているという状況であります。そこで、次の2点について伺います。

まず1点目、いつになったら本格的に工事が始まるのか。

そして2点目でございますが、用地取得の進捗状況、これはどうなっているのか。この見通しです。その2点でございます。

それから大きな2番目の坂元道合地区の排水対策についてということでございますが、坂元道合地区の排水問題は20数年前からたびたびの雨で道路が冠水して地域住民の生活に支障を来している。特に、この地区に二つの医療機関と薬局があり、通院する人々に大変不便をかけている。これは地域住民の医療機関として大変大事な存在であります。この地区の排水対策は喫緊の課題であります。そこで伺いますが、この道合地区の排水対策は現実問題として町単独事業としては大変難しい。町の財政は厳しいということでございます。これが現実です。ここは国の予算に頼らざるを得ないというのが実情です。そういう意味から言えば、今回の復興予算を活用して排水整備を行うということが最も現実的で実現可能な事案と思いますが、町長の所見を伺います。

そして3番目でございますが、震災遺構についてということで、先ほど同僚議員からも質問ありましたが、今回旧中浜小学校が震災遺構としての調査費1,100万円の予算がつけました。津波が最も激しかったこの地区において、唯一残った建物であります。そして、避難した児童ら90人の人命が救われたこの小学校が震災の教訓と復興の歩みを伝えるモニュメントとして保存されるということは、大変意義のあることだと思います。そこで伺いますが、震災遺構としての初期費用は国の予算で賄うということでございますが、その後の維持管理費は地元の負担というふうになります。この維持管理費は後々の町の負担とならないよう極力ボランティアやNPOを含めた運営方法というものを検討すべきというふうに思います。そういうことでございますので、町長の所見を伺います。以上、この3点の質問でございます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。竹内和彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、新市街地の工事の進捗についての1点目、いつになったら本格的に工事が始まるのかについてですが、今回の発注につきましては新山下駅周辺、新坂元駅周辺、両地区とも設計施工一括発注事業にて実施しておりますが、工事現場着手前の業務として計画区域と隣接地権者との境界確認測量や、詳細設計のための追加の土質調査、雨水排水の系統、流域確認、さらには国県電力等の関係機関との施工協議などを両地区とも同時並行で進めているところでございます。また、災害公営住宅については、現在建築

の仕様や建築タイプを決定すべく、基本設計及び詳細設計を鋭意進めているところであり、造成工事が完了した工区から順次建築工事に着手してまいります。

具体的な進捗状況についてですが、新山下駅周辺地区では施工範囲の外周に防じんネットの設置、工事用道路の設置、区域内暗渠排水管の一部設置も終え、事業区域を5工区に分割し、工区ごとに造成盛り土工事を行っているところであります。一番進んでいる西側1工区、4ヘクタールについては計画高さ3.5メートルに対し約3.0メートルまで盛り土が完了しております。また、他の工区においても一定の盛り土工事が進められており、先月末現在、全体の面積の約25パーセントに当たる8.9ヘクタールに対し約13万5,000立方メートルほど盛り土工事を行っております。

新坂元駅周辺地区につきましては、軟弱地盤対策としてより詳しい地盤の状況把握が必要なことから、受注者であるJVからの技術提案を受け詳細な地質調査を実施しております。この調査結果を踏まえ、地震時における液状化に対する影響計算や地下水が高い位置にあることによる地盤への影響など、軟弱地盤対策の検討に時間を要しましたが、その後、検討結果がまとまり、一部防じんネットの設置や事業用地内にある構造物の撤去作業に移ったことから、今後は具体的に軟弱地盤対策工事に着手することになります。しかしながら、国道6号西側地区については施工管理上、盛り土工事による既存市街地への影響をなくするための対策として最初に既存市街地側より地盤改良工事を進める必要があることから、現在未取得の用地問題がある災害公営住宅用地や宅地用地を含む同地区の工事着手を見合わせている状況となっております。

一方、国道6号東側地区については用地取得にめどが立ったことから、今月中に一部地盤改良工事に着手する予定となっております。両市街地とも、一日も早い生活再建を待っている町民の皆様にはしっかりと応えるためにも、請負者である各JVとともにスピードを上げて工事を進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、用地取得の進捗状況と見通しについてですが、今月6日現在の用地契約率、あわせて合意率をご紹介します。権利者割合でいきますと、新山下駅周辺地区が94.9パーセント、そして合意率については96.2パーセントということでございます。新坂元駅周辺地区におきましては、権利者割合でいきますと92.8パーセント、合意率でいきますと95.2パーセントであります。両地区とも、造成工事に着手した中、いまだ用地取得が完了していないことについては、工事工程はもとより被災者の方々が待ち望む平成27年の入居、分譲の時期にも影響を与えかねない大変厳しい状況にあると認識しております。こうした状況の中、町といたしましてはあらゆる手法を検討しながら、早急に関係権利者の理解を得、一日も早く用地取得を完了するよう努力してまいります。

次に大綱第2、坂元道合地区の排水対策についてですが、岩佐哲也議員、佐山富崇議員のご質問でもお答えしましたとおり、農業用水の取水口の適切な管理を行うとともに、排水先であるJA坂元スタンド北側の国道6号横断管に接続する土側溝約90メートルの整備に加え、特に地盤沈下が見られる松村クリニック東の町道町東線の排水系統を集約し、整備することにより排水機能の大幅な改善が見込まれるものと認識しております。また、当該地区の排水対策については地元からの請願書や要望書のほか、多数の署名を添えた陳情書が町に提出されており、ご指摘の道合地区は坂元地区でも医療機関が集中している状況から、雨天時でも安心して受診できるよう道路排水路の整備が必要と考え

ております。しかしながら、当該整備に要する事業費については概算で7,000万円と見込まれることから、町単独費で賄うことは困難でありますので、国庫補助事業等を活用し早期の事業化を図りたいと考えております。

次に大綱第3、震災遺構についてお答えいたします。中浜小学校につきましては、巨大津波の脅威、教訓を伝承し、末永く後世の人々に防災減災意識の向上に資するものと考えております。このたび、復興交付金の採択を受けましたことから、大震災の伝承や遺構保存のあり方について広く各方面からのご意見を伺いながら、保存の可否を含めて検討を進めてまいります。遺構を保存することとなった場合には維持管理費が大きな課題の一つになると認識しております。このため、引き続き国や県に維持管理費の支援の要望を行いますが、議員からご提案いただいた民間活力の導入も大変重要な視点であると考えております。大震災を伝承する上では施設の維持に加え運営も大切になりますので、ボランティアやNPOの活用を視野に入れ、地域の方々ならではのアイデアを取り入れていくなど検討会で議論を深めてまいります。以上でございます。

5番（竹内和彦君）はい、議長。これから再質問ということで、新市街地の工事の進捗について再質問をやってまいります。

まず最初に、坂元の新市街地の工事の進捗についてということですが、先ほど回答いただきましたけれども、本格的な工事、いつから始まるのかという質問に対して、余り明快な回答とは言えないと思いますけれども、この工事のペースで進めば災害公営住宅の来春一部完成というふうなことを今まで言ってきたわけです。これは難しいと思いますが、その点、どうなのでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。災害公営住宅の一部新年度に入ってから入居の実現というようなことですが、確かにいろいろと厳しい状況もあるのも確かでございますけれども、現段階といたしましてはこれまでお話ししてきている目標、予定の中で何とか実現をしなければならない、していきたいというふうに考えているところでございます。

5番（竹内和彦君）はい、議長。来春一部この災害公営住宅、特に坂元の場合ですけれども、一部完成というふうなのは来春といいますとあと4か月ほどしかありません。今現況を見ると坂元は仮囲いはしているものの実質的には何も工事進んでいないという状況です。工事のスケジュールといいますか順序からいきますと用地買収が終わって、地盤改良を行って、それで盛り土工事を行って、さらにその後にインフラ整備、そして最後に災害公営住宅の建設というふうになるわけです。住宅の建設だけでも木造であれば3か月やそこらかかるわけです。今12月ということですから、来年の春一部完成と言ってもこれは少々無理があるのではないですか。その辺どうなのでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かにいろいろと個々の工程を考えますと、非常に厳しいスケジュール管理を余儀なくされているというのも事実でございます。先ほどもお話しさせていただきましたように、建築関係についてはいろいろと建築の仕様なり建築タイプを並行してやっている。あるいはそういうものの設計も鋭意進めているという状況がございますので、できるだけ造成工事を部分的にでも完成をする中で部分的な入居実現ということで頑張っていきたいというふうに思っております。

5番（竹内和彦君）はい、議長。気持ちはわかるんですけれども、何とかしたい。でも、なかなかこれだけの期間がないとなかなか一部来春完成といっても実際厳しいとは思っています。

無理無理すれば品質にも影響が出てくる。なかなかその辺は進めてもらいたいけれども、現実的には難しいというふうには思いますけれども、その意気込みはわかります。何とかしたいというのは。ただ、2番目の質問で土地の用地の取得の進捗状況ということで質問しましたら、用地の取得もまだ終わっていない。山下で約95パーセントの用地取得率です。坂元で用地取得が約93パーセントということであります。これが終わらないことには本格的な工事というのは無理ではないかと思うんですけれども、工事がなかなか本格的に始まらないというのは何がネックになっているのでしょうか。用地が問題なのか、いろいろな事情はあるかと思えますけれども、これから盛り土する土量が見通しつかないとか、資材が調達難しいとか技術者がどうのこうのとそういうことはあるけれども、一番のこの工事が遅れているネックというのはこれは用地問題でしょうか。その辺、どうでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどご紹介させていただきましたそれぞれの市街地における用地取得率の状況、相当程度パーセンテージは上がっているわけですがございますけれども、問題は工事の工程との兼ね合いでどこの部分の用地がまだ取得できないのかというの大きな問題になってございます。ご案内のように、面整備の中で道路、これまでお示ししてきている道路、幹線道路を中心とした道路、これをしっかりと確保できないと工事、そしてまた建物を建てるにいたしましても道路に接する中での建築基準法の問題というふうなこともございますので、その用地の場所によっては非常に工事の工程にも大きな支障になり得るというふうなことでございます。

つけ加えるならば、道路はいろいろな複合的な機能を持っているわけでございます。道路の下には下水管なり、あるいは排水管とか水道とかもろもろの埋設もまず確保しなければならぬ。その上できちんとした道路の整備ということにあいなるわけでございますので、その辺の前後関係で相当の影響が出てくるのかというふうに思っております。

5番（竹内和彦君）はい、議長。先ほどの答弁の中で用地の進捗状況、見通し、どうなのかということに対して大変厳しい状況にあるというふうな回答いただいておりますけれども、そういう認識でよろしいですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前段申し上げました部分とも関連するわけですがございますけれども、予定している工程どおり進めようとした場合、どうしても先行して必要な道路の整備、これを前提にせざるを得ない部分がございますので、そういう部分の用地買収をしっかりと対応していかなければ、先ほどもご説明したように、被災者の方々が待ち望む平成27年の入居、分譲の時期にも影響を与えかねない、そういう厳しい状況にあるというようなことをお話ししたところでございます。

5番（竹内和彦君）はい、議長。用地の取得がなかなか厳しい状況だ、しかし、いつまでもこのままずると行くわけにいかない。昨年の11月に新市街地の都市計画決定が確定しております。それで、多くの被災者が待っている。さらには、復興は前に進めなければならぬという状況の中でどうするんですか。用地収用法という法的手続、そういうのもやむを得ないのではないのでしょうか。町長、その点について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。収用法による取得というふうなことで、県の事業の中でもそういう手法を駆使しながらというふうなことが最近新聞にも報じられておったわけですがございますけれども、町といたしましてはあくまでも任意契約の形で地権者の方には粘り強

く誠意を持って交渉してまいりたいというふうに考えているわけですが、議員ご指摘のように、1日も早い被災者の方々に住宅着工なり、生活再建なり、あるいはスピード感のある町の復興ということを考えて、用地交渉のこの状況、あるいは工事の進捗状況を総合的に勘案する中で用地取得の一手法として土地収用法による用地確保もやむを得ないというふうに考えてございます。

そういうふうには考えてございますけれども、ここは冒頭申し上げましたように、できるだけご理解いただくような努力を積み重ねる中で任意契約の形で最終的なご理解を得るようにもう少し頑張っていかなければならないというふうに思っております。

5番（竹内和彦君）はい、議長。なかなか厳しい状況でありますけれども、用地収用法、いつまでも足踏みしているわけにはいかないと思うんです。こういう状況で工事が遅れる、進まないとなれば決断するときには決断しなければならないというふうにも思います。そこでもう一つお聞きしますが、仮に法的措置、そういう手続で進めた場合、この譲渡益に対する税制面の優遇措置というその扱いはどんなふうになるのでしょうか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。税務関係でございますけれども、収用法適用した場合は上限で5,000万円までの控除というのがありますけれども、それが適用にならない。5,000万円の控除がなくなるということでございます。

5番（竹内和彦君）はい、議長。そうしますと、優遇措置の控除というのとはなくなるということですね。はい、わかりました。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。そのとおりです。

5番（竹内和彦君）はい、議長。いずれにしても、この新市街地の工事はいろいろな問題はあると思いますけれども、極力計画どおり進むようにしっかりと取り組んでいてもらいたいというように思いまして、次の質問に移ってまいります。

2番目の道合地区の排水対策についてということで再質問してまいります。先ほどの答弁でありますと、この件は事業費が7,000万円ほどかかる。道合地区の排水対策に対する事業費、なかなかこの件は町単独事業では賄えない。ならば、どういうふうにしたらいいのか。道合地区の災害公営住宅というのは昨年に議会で否決されたという経緯があるわけです。ですから、まずは公営住宅以外の施設で、例えば防災拠点なり集会所なりまたは公園とか駐車場とか、そういったことを検討するということがされたのでしょうか。お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町といたしましても昨年の議論を踏まえ、議会での2度にわたる判断を踏まえまして、いろいろとこの間検討を詰めてきたところでございますけれども、竹内議員なり先ほど岩佐議員からもご提案等いただいたような形でのあそこの土地利用、そして町の持ち出し、手出しを極力抑える中での土地利用というのがなかなか見いだせない状況があったというようなことでございます。なお、先ほど岩佐哲也議員からのいろいろ問題提起もありました点も含めて、その辺の面整備における交付金事業なりの導入、活用の考え方につきまして事業計画調整室長の方から少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。今議員の方から、例えば拠点施設であったりそういう公園であったり、それを道合地区北側の方というようなご検討というお話もありました。その部分なんですけど、当初都市計画決定の中で都市計画区域内にそういう公共施設、そもそもは新駅を中心とした拠点施設、そういう考えから検討を重ねてきていると

ころです。その中で、都市計画区域内にそのような拠点施設、公園施設をつくるというように形で検討がスタートしております。その中で、配置論的な部分につきましてはまちづくり協議会、こちらの方のご意見もいただきまして、最終的には既存集落の方々も使いやすいような位置どりということで、南の西側の方に拠点施設であり、それから南側の方に公園施設というような形で位置どりをしてきているという関係であります。

それから、あと交付金的な市街地部分の交付金というような部分についてちょっとご説明をいたしますと、あの範囲に、南側の範囲につきましては津波防災拠点という形で都市計画決定をいたしまして、事業費といたしましても津波の拠点施設という事業と、それから災害公営住宅という形の2本立てでつくっているところでありまして。その中で、拠点施設を施設だけを例えば北側に持って行って配置をするというような部分というのは、非常に町の連担というか駅前を中心としたという部分の都市計画の考え方からいくとちょっと配置論的には非常に難しいというような状況で、北側、もし新市街地を一部市街地を造成するのであれば開発行為という手法で災害公営住宅の用地、事業費等々を使ってやっていくというようなフレームになろうかと思っております。

5番（竹内和彦君）はい、議長。今この道合地区に開発行為という手法でやっていくんだということでございますけれども、復興交付金を使うメニューというのはたくさんいろいろあると思うんです。ですから、いろいろな角度から検討してどれが一番適当なのか。これは復興庁の担当者と直談判するぐらいの検討をして、そうしないとそういった検討もせず最初から災害公営住宅持ってくるんだとなれば、これはなかなか厳しいような気がするんです。いろいろな角度から検討したけれども、これしかないんだとなればそれだけ説得力も違ってくると思うので、私は決して反対しているわけではないんです、賛成しているわけですから。何かそういう最初から災害公営住宅ありきというのは……。

議長（阿部 均君）竹内議員さん、排水対策で通告しておりますので、公営住宅の建設というような部分に余りにも行き過ぎておりますので、排水対策の質問に軌道修正していただきたいと思っております。

5番（竹内和彦君）はい、議長。排水対策をやるために、ならばどうしたらいいのかということを検討してもらいたい。なかなか排水対策、町単独事業でできないわけです。どうしたらできるのかということを実際に検討いただきたいというふうに思います。先ほどからこの件につきましては同僚議員からも質問出ておりますので、この辺で次に進んでまいりたいと思っております。

次に3番目の震災遺構についてということでございます。これも先ほど同僚議員から質問ありましたけれども、初期費用は国で負担ということでございます。そして、その後の維持管理費が問題ということでございます。もちろん、国に対しては引き続き維持管理費も見ていただけるように要望を出しつつ、一方で、自力で運営していけるような、みんなで知恵を出して町の負担にならないような運営方法というものを検討すべきだと思います。壊すというのは簡単です。解体してしまうというのは簡単でありますけれども、つくるには10数億円と費用がかかるわけです。そして、中浜小学校、つくってからまだ20年やそこらでまだまだ立派なんです。これで解体してしまうというのは非常にもったいないという気がします。とにかく、この建物は震災遺構としていかに経費をかけないで維持管理をしながら運営をしていくかということを前向きに検討していくべきだというふうに思います。これについては回答は要りません。先ほどもさんざんお聞きし

ていますので、これから検討していくということですから、それで結構です。

以上をもちましてこれで私の一般質問、終わります。

議長（阿部 均君）5番竹内和彦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を許します。佐藤智之君、登壇願います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。8番佐藤智之です。私は25年第4回議会定例会におきまして次の3件について、町長並びに教育長に質問をいたすものです。

その1件目は、インフラの老朽化対策についてであります。あの尊い9人の命が奪われた中央自動車道笹子トンネルの天井盤崩落事故から12月2日で満1年を迎えました。笹子トンネルと同様に、道路や橋、トンネルなど劣化したインフラは多く、痛ましい事故を二度と起こさないために老朽化の対策を急がなくてはなりません。政府は11月末、インフラの維持管理方針の基本指針となるインフラ長寿命化基本計画を決定しました。基本計画では、インフラの管理者である国と自治体が2016年度までに全体的な維持管理体制や、中長期的なコストの見直しを示した行動計画をつくる。さらに、2020年までに学校や道路、下水道などの施設ごとの個別計画を策定し、点検や修繕を進めることになる。これらを踏まえ今後本町のインフラの老朽化対策について4項目について伺います。

その①として、橋梁について町管理の橋梁は239橋のうち、建設後50年以上が42橋、架設年次不明が18橋で、これら橋梁の点検と安全対策について。

②に、町道等の破損や危険箇所の点検と整備について。

③上下水道管の点検と整備について。

④学校本体の建物の耐震化はほとんど進みましたが、天井材や内壁、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化について。

次に2件目に、災害公営住宅の敷金についてであります。2013年3月11日のあの震災から12月4日でちょうど1000日を迎えました。改めて犠牲者に哀悼の意を表しますとともに、今なお仮設住宅で不自由な生活を送られております方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本町においては新山下駅前地区に50戸の災害公営住宅が完成し、入居された方々がおりますが、今後住宅建設が予定どおり進展することを願いながら、この災害公営住宅は当然月々の家賃を納めることとなりますが、低所得者は一定期間家賃が低減化され、入居後6年目からは段階的に通常家賃へと引き上がることとなります。今後、被災者のスムーズな生活再建のため、敷金については全額免除をしてはどうか。町長の所見を伺います。

第3件目は、迅速救急への子供安心カードの作成についてであります。保育所や小中学校で園児、児童生徒らが病気やけが、アレルギー症状等で救急搬送をされる際、学校と消防署などが迅速に連携できるよう、子供の病歴などを記入する緊急時対応の子供安心カードを作成し、緊急時に救急隊員へカードを提出するため、保護者に個人情報の外部提供同意書を配布し同意を得た場合に限り、カードの提示をし運用をスタートさせてはどうかと提案をいたすものであります。以上、3件について1回目の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、インフラの老朽化対策についての1点目、町管理橋梁の点検と安全対策についてですが、橋梁の点検については平成21年度に全橋梁を点検した際、早急にかねがね必要な橋梁はありませんでした。また、現在改めて老朽化対策として国土交通省が定めた総点検実施要領に基づく点検と、長寿命化計画、この場合15メートル以上の橋梁が対象になってございますが、この策定を来年2月の完了を目途に実施しているところであります。今後は、点検結果を踏まえ計画的な維持補修を行うとともに、かけかえ費用が多くなる15メートル以上の橋梁について長寿命化修繕計画に基づきコスト縮減と予算の平準化を図りつつ、適宜適切な修繕整備を行うことにより橋梁の安全確保に努めてまいります。

次に2点目、町道等の破損や危険箇所の点検と整備についてですが、道路パトロール内規により職員がパトロールを週に2回実施することや、各行政区長等からの通報により状況把握に努めております。発見された危険箇所や通報があった箇所等で小規模なものはその都度自前で補修し、大規模なものは予算の範囲内で業者に委託して補修しております。また、国土交通省を初めとする復旧復興工事発注機関の工事責任者で構成している山元町工事安全協議会連絡会の中で交通安全対策や大型車両通行ルートについて協議し、特定の事業に起因する路面損傷や粉じん対策であれば路面の補修と清掃を発注機関で実施していただいております。さらに、大型車両通行台数の増加に伴う幹線道路を主体とした路面の補修については、安全で円滑な交通の確保及び舗装に係る維持管理を効率的に行うために震災復興交付金での補修が可能となるよう、復興庁と調整を図り計画的に対応してまいります。

次に3点目、上下水道管の点検と整備についてですが、水道管の中でも石綿セメント管については耐用年数が短く、他の管材料と比べて老朽化したときの強度が著しく低いため、平成29年度までの完成を目指し平成2年度から計画的な更新工事を実施しております。これまで総延長約70キロメートルのうち、65キロメートルの更新が完了しており、進捗率は93パーセントとなっております。また、水道の基幹構造物である配水池等についても平成24年度から耐震調査及び補強工事を実施しており、これまで対象施設11か所のうち4施設の調査が完了し、今年度は緊急性の高い小平配水池の補強工事を施工しておりますが、全施設の耐震調査及び補強工事完了は平成30年度を見込んでおります。

下水道管につきましては、東日本大震災により町内全域において管路が被災したため、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水の総延長約91キロメートルの全線を目視点検及びテレビカメラによる管路調査を実施しております。被災箇所については災害復旧工事により工事を実施しており、平成26年度までに被災延長18キロメートルの全線復旧に向け進めているところであります。また、今後の点検整備のあり方については現在復興交付金事業を活用し構築を進めている管路地図情報システムの電子地図上に管路の被災状況、カメラ調査結果、管路の種類及び施工年度等を登録し、データベース化することで点検整備の効率を図りながら上下水道事業の財政計画とも調整し、管路施設長寿命化計画の策定に向け取り組んでまいります。

次に大綱第2、災害公営住宅の敷金についてですが、町ではことしの4月1日に県内最速で新山下駅周辺地区の災害公営住宅の入居を開始しており、入居された方々は復興

への第一歩を踏み出しております。災害公営住宅は公営住宅法に基づく住宅であり、家賃については入居者の収入や住宅の床面積、入居を希望される地区、戸建て・連棟式等の住宅の形式によって決定されます。低所得者への負担軽減措置についてですが、復興交付金の基幹事業を活用して入居者全員の所得の合計から各種控除をし、月割り計算である政令月収が8万円以下の世帯を対象に家賃を減免しております。最も政令月収が少ない入居者であれば、入居後5年目までは本来家賃の約3割の家賃となっております。敷金についてですが、災害公営住宅に入居の際、政令月収に基づき決定した家賃3か月分を納めていただくべきですが、被災された方々がスムーズに生活再建できるよう、1か月分の家賃を敷金として納めていただいております。政令月収が8万円以下の世帯であれば減免後の家賃分が敷金となります。家賃1か月分を敷金として納めていただくことは、災害公営住宅退去時に住宅の修繕に要する費用が発生した場合、納めていただいている敷金で対応することにより修繕に要する費用負担を抑えることが可能になることから、現行の敷金1か月分の納入についてはやむを得ないものと考えております。

次に大綱第3、迅速救急へ子供安心カードの作成運用についてですが、保育所については入所申請書提出の際に、持病、アレルギーなどを保護者に記載していただき、保育所入所判定審査の際に病気の状況の確認やアレルギー等に対応すべく保健師、栄養士の意見を取り入れ、対応策を検討した後に入所を検討しております。また、入所決定後は1日入所時に保護者との面談を行い、家庭調査票に基づき緊急連絡先、かかりつけ医、保険証番号、病歴等について確認しております。各年度のスタート時点には、職員が入所児童の状況を把握できるよう、緊急時の対応カードを作成し、緊急時には消防署に情報提供できるよう万全な体制で臨んでおり、職員については保育所向け各種職域研修に参加し、緊急的対応ができるよう研さんに励んでいるところであります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）大綱第3件目の小中学校の部分について、学校に関する質問に関し、教育長 森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。佐藤智之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、インフラの老朽化対策についての4点目、学校施設の非構造部材の耐震化についてですが、昨年の第2回議会定例会において、町内の小中学校における非構造部材の点検状況をご回答申し上げておりましたが、各学校では月1回の安全点検日を設け、天井材や照明器具、窓ガラス、各種備品、内壁等の校舎内部はもとより、遊具や外壁、各種設備など校舎外部の点検を行っております。また、平成22年3月には文部科学省の学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックにおいて詳細な点検と対策の実施方法が示されたことから、これらも十分活用しながら定期的な点検と転倒防止対策等を実施してきたところであり、今後とも必要とする対策を講じてまいりたいと考えております。なお、致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等における大規模空間の天井当の総点検につきましては、できる限り今年度中に実施、対策が必要な場合は平成27年度末までに対策を講じるよう文部科学省から要請がありますことから、今年8月に文部科学省が策定した学校施設における天井等落下防止対策のための手引を参考に、学校管理者としての総点検を実施してまいりたいと考えております。

次に大綱第3、子供安心カードの作成運用についてですが、町内の各学校では就学時から中学3年までの9年間使用する保健調査票を保護者の協力を得て作成し、児童生徒

の健康状態の確認に努めております。また、持病や食物アレルギーを有する児童生徒に限りますが、ご提案の子供安心カードと同様な書類も作成、保護者の同意を得て運用している学校もありますが、全ての学校で取り組んでいる状況ではありませんでした。ご提案の安心カードのようなものの整備は、持病や食物アレルギーを有する児童生徒などの緊急時の対応において安全安心を確保するには有効な手段であると考えますので、該当する児童生徒のいる学校において整備を進めるよう対応してまいります。以上でございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は４時５０分といたします。

また、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

午後 ４時４３分 休憩

午後 ４時５０分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）５番竹内和彦君の質問の中で、用地収用法の適用をした場合の税についての答弁、少し修正したいという申し入れがございますので。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。大変すみませんでした。課税の関係で若干間違った発言をいたしましたので、修正させていただきます。

先ほどの竹内議員の質問に対し、土地収用法による取得の場合、５，０００万円の課税の特別控除は適用にならないと回答いたしました。この件について修正させていただきます。５，０００万円控除については権利者に補償金額を提示してから６か月以内に契約を締結した場合は適用条件があります。通常の収用裁決の手続きでは申請から裁決まで６か月を超えることが一般的であることから、結果的に５，０００万円控除適用の可能性が低いということであり、土地収用法による取得そのものによって課税の特例に該当しないということではありませんので、大変申しわけなかったですが、以上、修正させていただきます。失礼しました。

８番（佐藤智之君）はい、議長。それでは、１件目の①の橋梁の件でございますけれども、先ほどの答弁で平成２１年度に全橋梁を点検した結果、かけかえの必要の橋はありませんとそういうことでしたが、その後の２３年のあの震災の後の橋の点検はしたのかしなかったのか、その点伺います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。平成２３年１１月の大震災以降、橋梁の落橋とか現場の災害の状況は確認しておりますが、改めて全橋梁数を確認しておりますのは今年度実施いたしております。

８番（佐藤智之君）はい、議長。その結果を踏まえてどうだったのか、点検の結果。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま点検業務を実施しているところでございまして、来年２月にその最終結果で報告等が出てまいりますので、以上でございます。

８番（佐藤智之君）はい、議長。来年の２月の報告ということで、その結果をまた報告いただけるものと思っておりますけれども、私町内回って一番心配なのは旧坂元駅の近くの中島橋、これが非常に傷んでいる。もちろん欄干もない状況で、あのかけかえといいますか補修について今後の予定はどうなのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。中島橋につきましては、旧坂元川の部分に架橋されておりまして、震災前にその橋が老朽化しておりましたことから、迂回用の仮設で橋梁を設置しておりました。そちらの方で今後は老朽化した橋は撤去の方で、新しいかけかえる方向で検討してまいります。なお、浸水区域でありまして、町道と県道との据え付け等が新たに生じてまいりますので、県道のかさ上げに伴いましてそういった橋の構造等がまた変更となっていく部分もございますので、その辺は改めて詳細を確認した上で進めてまいりたいと思います。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。それと、15メートル以上の橋梁についてという答弁でしたけれども、町内に15メートル以上の橋梁というのは何か所あるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。15メートル以上の橋梁は15橋ございます。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。その15橋の中で築後50年以上経過している橋はどれぐらい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。建設後50年以上経過したものが2橋ございます、二つございます。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。その2橋についての安全度は大丈夫なのかどうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。その2橋の中で撤去予定というものが、先ほど申しました中島橋が一つ該当いたしておりますので、こちらにつきましては今後撤去の方で進めてまいりたいと思います。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。問題の中島橋、いつごろ改修の予定か。もし、その年度が明快であればお知らせをいただきたい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今後県の県道整備に伴いましてJRの用地をかさ上げしてすりつけるような形状にもなってまいりますので、こちらは県の工事と進捗等を確認いたしまして進めてまいりたいと考えております。あと、先ほど2橋と申しましたもう一つの橋は戸花橋でございます。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。戸花橋、新しくなったばかりではないですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。50年以上経過しているもう1橋でございますが、ちょっと今手元に資料がなくお答えできかねます。申しわけございません。

議長（阿部 均君）戸花橋が含まれていないのですか、もともと。違うのではないか。その辺。2橋の中に中島と戸花ではないでしょう。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいまご説明申し上げました戸花橋に関しましては、既に建設が終わっておりますのでこちらは該当いたしません。大変失礼いたしました。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。町内には県道にかかる橋も当然あります。県道にかかっている橋梁、これは町内で何か所あるのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。県道にかかっている橋でございますが、ちょっと今手元に資料がございませんので、調査の上ご回答申し上げたいと思います。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。その辺は後でお聞きすることにします。

それで、県道にかかっている橋の中でも危ないと思われる橋はあるのかなのか。要するに、かけかえあるいは補修が必要な橋。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。橋梁の状況につきましては、ただいま調査中でございますので、その報告等によりましてまたご報告させていただければと思います。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。2点目の町道等については先ほど答弁いただいたことで一応了

解といたします。

それで、3点目のインフラの老朽化、上下水道管、この中で石綿セメント、あと5キロメートルということですが、これも当然先ほどの答弁にあったように29年度までに全部終わるということでよろしいんですか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。約5キロメートルあるんですが、これの部分については浜通り地区については県道相馬亙理線の改良工事にあわせて更新計画を立てております。そして丘通りについては平成29年度まで完了予定でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。次の4番目の学校関係の耐震化、特に非構造部材の耐震化についてでございますけれども、昨年第2回定例議会でこの件について質問をいたしました。月1回の安全点検を設けている。天井材、あるいは照明器具、窓ガラス、各種備品、内壁等、あるいは遊具、外壁など点検を行っている。その中で点検された中で特に問題点はあったのかなかったのか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。特に大きなところはございません。

8番（佐藤智之君）はい、議長。特に心配されるのは体育館等の天井盤、あるいは照明器具、そういうことで、今後もこの辺の点検を怠りなくやっていただきたいことと、もう一つは遊具関係です。腐食とかそういった安全上のふぐあいがいいのかどうか。遊具について。

教育長（森 憲一君）はい、議長。遊具について、今回震災以降で山下第一中学校の築山、複合遊具でございますけれども、あそこの部分については既に震災直後立ち入り禁止にし、既に修復をしておるところでございます。ほかの部分については、先ほど申しあげましたように点検をし、特に異常はなしということで進めておるところでございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それと、学校の中でも特に体育館関係の耐震化でございますけれども、山一小については既に耐震化は済んでいる。山小の体育館についてはどうなのか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。既に終了してございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それと、先ほど答弁の中で大規模空間の天井等の総点検についてはできる限り今年度中に実施をする。対策が必要な場合は平成27年度末に講じたいとこういう答弁でありましたけれども、27年度と言わず26年度でも早目の対策が必要なのではないかと思っておりますけれども、これの辺についていかがですか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。各小中学校のそれぞれの児童の教育活動に支障のプラスマイナスを考えながら、めり張りをつけてやっていきたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それでは、2件目の災害公営住宅の敷金についてでございますけれども、先ほど町長の答弁では現行の敷金1か月分の納入についてはやむを得ないものであると考えているという答弁でございましたけれども、被災地において県内、あるいは県外でこの制度といいますか免除している自治体がどの程度あるのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。お答えいたします。免除されている市町村につきましては、現在のところ石巻市と名取市、東松島市の3市でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。議長も大分お疲れのようですが、県外ではどうですか。今のは宮城県の3自治体を答弁いただきましたけれども。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在、こちらで把握しておりますのは岩手県の市

町村、それから青森県の八戸市が全額免除でございます。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。今課長の答弁から県内では東松島、石巻、名取、現在県内では3市、それと県外では岩手県が何と全被災地全部が免除をしている。さらに青森県では八戸が免除をしているという状況で、場合によっては県内においても次第にふえていくだろうと予想されるところでございますけれども、この点について町長はいかがな感想か。お聞かせをいただきたいと思えます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それぞれの自治体の実情に沿って答えをされているのかというふうに受け止めておるわけでございますけれども、議員もおわかりのとおり、敷金の性格、内容につきましては退去時に修繕の必要があれば納めていただいている敷金の中からやりくりをさせていただくということでございます。必要がなければそれは全額お返しをさせていただく。あるいは家賃の滞納等があった場合については敷金から納めていただくことになるというそういう性格でございます。ですから、そういう性格の中で本当に被災者の方々の状況も踏まえながら最低限のご負担をお願いをしなければならないというふうに考えているところでございます。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。確かに敷金の性格については私も存じているつもりですが、何しろ今回の場合は震災という、しかもここ2年、3年、また場合によっては4年、5年と不自由な狭い仮設住宅での生活が余儀なくされている。せめて、確かに通常3か月分を1か月に減免する、それだけでも十分ではないかという気持ちもあろうかと思えますけれども、この際はスムーズにしかも安心して災害公営住宅に入居を進めるためにももう一度敷金について全額免除すべきであると検討すべきであると思えますけれども、町長、その辺いかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。公営住宅、いち早く入居を実現した中で我々としても相当この問題については検討をした中での結論を出させていただいたという経緯がございます。先ほどご説明いたしましたように、本来納めていただくべき3か月分の1か月分ではなく、減免後の家賃1か月分が敷金となるというようなことでございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。先ほど敷金の使い道等について町長から説明ありましたが、故意に住宅を壊すとかそういうことはまず想定、考えられないし、使っていくうちにしたがって自然に汚れていく、部屋の中が。これもやむを得ないことであります。修繕を要するというのはよほどのことでないと入居者の経済状況にもよりますけれども、あっても大体入居者自身が払える額でおさまるのではないかと。今回この敷金1か月分、そういうことでほかの市町村、宮城県内でも3市が既に実施している。ましてや岩手県では全被災地がこれを実施しているという状況の中にあつて、もう一度再考すべきではないか。できれば庁舎内でこの件についてももう一度検討をされてはどうかと再度町長の決意を伺うものでありますけれども、この辺について町長の固い決意を伺うものであります。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に災害も含めまして公営住宅の関係でございますけれども、震災前には約150戸ほどの公営住宅を保有しておったわけでございます。管理しておったわけでございますけれども、この戸数については町の規模からすれば、類似団体の規模から比較しますと多いほうの部類でございます。なおかつ、今回600世帯近い公営住宅を管理をしていかざるを得ないという中で、民間も含めて住宅の管理に対す

る一定の敷金という考え方は共通理解の中で運用していきませんとなかなか厳しい部分もあるのかというふうに考えられる性質のものでございますので、議員ご指摘の部分はそれはそれで我々も理解するところでございますけれども、そういう状況もある。町の状況もあるというふうなことも十分ご理解いただいて、あくまでも減免後の家賃1か月分という中での敷金だということをご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今後ともこの件については継続して検討されるよう念じつつ、次の3問目の3件目の子供安心カードの作成運用については保育所については緊急時の際の万全な対策で臨んでいるということで、そういう答弁で私の心配は無用であったとこのように思うところでございますけれども、1点保育所の中で今全国的に問題になっておりますけれども、アレルギー体質の方、もしわかれば何名ぐらいいらっしゃるのか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。今手元に資料がないんですけれども、各保育所に1名、2名というふうな範囲内でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ご存知のように、このアレルギー体質、発症した場合は一刻を争うそういう状況にもなると聞いておりますので、今までこの事例はあったのか、発生したのかどうか。その辺はどうですか。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。ご回答の中でもお話し申し上げておりますとおり、アレルギー体質のあるお子さんにつきましては、事前に情報をいただいております。親御さんの方から事前に情報をいただいております。保健師、栄養士等でよく協議検討しながら医師からの診断書を保護者の方から提出いただきまして、アレルギー食を提供しているということでございますので、これまではございませんでした。

8番（佐藤智之君）はい、議長。小中学生の中で残念ながらまだ運用していない学校もある。子供安心カードのこれと同様の取り組みです。全ての学校で取り組んでいる状況ではないということですが、小中学校6校のうち何校ぐらいそういう状況になっているのか。まだ取り組んでいないということ。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今お話しのように、特別な配慮を要すべき児童生徒、あるいはアレルギー児童生徒については年度当初に職員会議等児童生徒の情報交換の中で全員が共通して理解をしている。ただ、カードそのものについては実際に必要に応じてつくっているのは1校でございます。あとは一覧の中で作成をしているという状況でございます。したがって、今回のご提案のございました、多分これは個々にという意味だろうというふうに思いますので、特別な配慮を要する児童については学校の方とも連携をしながら作成するような方向で考えてまいりたいというふう考えてございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。それと、心配されるのが登下校途中の例えば運悪く交通事故等に遭った場合、そこで救急車等の発動がある場合、その辺の場合、これは学校の対応になるのか、あるいは当然親御さんの責任のもとにおいてその辺の対応をするのか。その辺のこれはちょっと私もよくつかんでいないものですから、教育長の方からお答えをお願いします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。基本的に登下校、これは通常の友達の家遊びに寄ったとかお店に寄ったということを除けば、通常の経路で来れば管理下内という解釈をさせていただきます。したがって、もし何かそういう連絡が入れば学校の方からも教員が出動しますし、ただ、その状況によっては保護者の方の了解を得ないと薬の投与なりあるいは注射なり、あるいは病院の選定なりという問題がございますので、必ず保護者に連絡をし付き添っ

ていただくというふうなことで連携をとって対応しているというふうな状況でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今後ともこういうご時世でございますので、小学生中学生に対する安全対策、あるいは健康、けが対策等にさらなる万全な対策を講じられるよう念じつつ、私の質問を終わります。以上です。

議長（阿部 均君）8番佐藤智之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）7番齋藤慶治君の質問を許します。齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。これから平成25年第4回定例会において集団移転事業における新市街地整備に伴う住宅用地の分譲方法、災害公営住宅への入居方針と築山等整備による安全減災対策の2件について齋藤町長の所見を伺うものであります。

1件目の質問は、新市街地新山下駅新坂元駅周辺への宅地分譲、災害公営住宅への入居方針についてお伺いいたします。この2地区の工事はスピードを優先する設計施工一括方式で、6月に発注し平成27年度中に全戸移転を完了を目指す計画であります。住宅再建に関する最終意向を確認において宮城病院を含む3地区合計で宅地用地の希望が271世帯、災害公営住宅の入居希望が487世帯であります。合わせて758世帯の人たちが早期完成を望んでおります。特に、新山下駅周辺地区の工事の進捗は進み、年明けの平成26年春4月ごろからは順次完成部から住宅用地の分譲、公営住宅への入居が始まると聞いています。被災者にとって希望の光であり、耐える、我慢する期間が具体的に明示されることは光明であり、大切なことだと思います。

そして、特に宅地を得て家を新築する人は次のステップの準備が必要な時期になってきていると思います。経験する必要のない大震災に遭い、土地、住居を失って2年9か月余り、新天地を求めて再建の準備期間は十分な時間があればあるほどよい再建計画になると思います。早期に具体的な検討に入る第1としては自分の分譲地の確定であります。自分の土地はどこになるのか、土地の形状は、これは1日でも早く確定することが山元町に残る人を1世帯でも多くすることの一つの要因になると思います。分譲方法、災害公営住宅への入居方針、そしてこれら一連のスケジュールについて齋藤町長の所見をお伺いいたします。

2件目、津波からの安全減災対策の一つとして防災緑地内に築山の整備を求めるものであります。今年第3回定例会において住民の安全を守るための決議を議決しました。これは県事業で進めている新県道相馬亘理線の東側に居住している人たちの生命の安全減災対策を求めたものであります。第1種の危険区域であっても住宅が残りリフォームして生活している人たちが12世帯あり、今後3世帯が予定していると聞いております。町は東部地区農地整備において防災緑地を計画しております。ぜひ減災効果のある公園として築山を整備することに全力を尽くすべきだと思います。齋藤町長の所見をお伺いし、1回目の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、住宅用地の分譲、災害公営住宅の入居方針、今後のスケジュールについてですが、本年7月から8月にかけて実施した新市街地整備のための最終意向確認により最終的な整備戸数を決定したところであります。現在、住宅用地につきましてはこの戸

数や宅地面積の希望に基づく画地割り作業を各JVにて行っており、画地割りができ後は分譲価格の鑑定を行う予定となっております。災害公営住宅につきましても通常の公営住宅のほか、払い下げ住宅やペットとの同居ができる住宅、車椅子対応型住宅の配置計画を行っているところであります。また、実際の募集に際してはグループ単位での申し込みもしていただけるような手法も検討しているところでございます。

これら新市街地の概要が固まり次第、分譲に当たっての条件や災害公営住宅の間取り、あるいは設備の情報、住宅の供給時期等をお知らせする募集パンフレットを作成をいたしまして、移転希望者に送付をしたいというふうに思っております。そして、手続に関する説明会も実施することを予定しているところでございます。用地買収、造成工事の実施設計や工程の調整等をそれぞれ同時並行で進めております。これらが順調に進めば年度末ごろには募集の実施ができるものと考えております。町といたしましても、仮設住宅で不自由な生活を過ごされている方々に1日も早く住宅用地の分譲や災害公営住宅へ入居していただき、生活再建を行っていただけるよう最大限努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に大綱第2、築山の整備についてお答えいたします。新県道相馬互理線の東側に居住している人の安全についての住民の安全を守るための決議につきましては、町としてもこれを重く受け止め減災対策を進めているところであります。岩佐哲也議員への答弁でもお答えしましたが、減災対策として国土交通省及び農林水産省により防潮堤の復旧工事が進んでおります。また、減勢効果が期待される防潮林につきましても牛橋河口南側の花釜地区から林野庁が復旧工事を始めているところであります。

築山につきましては、多重防御施設として津波減勢の効果のための整備が難しい状況であることはこれまでも説明してきたところでありますが、築山を含む防災公園を来訪者や笠野地区の現地再建の方々にできるだけ配慮した場所に整備することなどを検討しております。なお、国からは沿岸部の土地利用にあわせ避難人数についての根拠や避難施設、避難方法についても一貫した説明を求められており、その熟度を高め国との調整を進め、事業化に向け努力してまいります。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、第1問目の説明、質問から再質問していきたいと思っております。初めに新市街地の宅地の分譲方針についてお伺いいたします。簡単にお聞きします。抽選になるんですか。そこからどんな感じですか。抽選、または従来の方を予想すると宅地割りしたところに希望する人が応募して、それを抽選で行うという形が想像はされるんですが、原則として新市街地のこういう宅地分譲の仕方をどのように考えているか。その点をまずお聞きしたいと思います。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。分譲の仕方なんですが、今JVの方でやっております画地割りの図面をお出しして、それでそれに分譲の価格であったりそれから供給時期、そういうものも含めてご提示をしてその画地一つずつに応募いただくという形で考えております。それで、その応募が複数になったときには、それは抽選という形でお入りいただく方を決めていきたいというふうに思っております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。宅地分譲に関しては今の方式でやるというんですが、今回の例えば例にして新山下駅をとってみると工事が順次完成した部分から希望する。募集をかけるという形に約2年間近くなると思うんですが、その方式でいくと逆に全体の新山下地区の全体の宅地割りというのを同時にある程度明示させるのか。そして、先ほどの前

の議員の説明、町長答弁からすると工区割りしている。その中で工区割りの中で順次完成した分から多分募集かけている2段階、3段階の募集のかけ方になると思うんですが、その募集をかける第1回目の募集をかけるときに全体の宅地の画地割りというのを明示するのが私は必要ではないかと思うんですが、その点、今の段階でよろしいですから方針だけお伺いいたします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。齋藤議員のおっしゃられるように、全体をお示しをして応募をしていただこうと思っております。供給時期であったり価格であったり、そういうもの全体を見た中でどこを選ぶかという部分は選定の際の条件になろうかと思えますので、そういう全体像をお見せした中で応募していただくということで考えております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。大きい方針の中で進んでいくと思うんですが、それで一番初めにお聞きしたいのはコミュニティの関係で、例えばある程度の全く希望ABCを仲間でABCを希望すれば抽選でABCでどうなるかという形になってしまうんですが、そういうコミュニティの関係で地域的なもの、2人、3人というそういう一緒に同じ隣組に入りたいような形のいうことを想定して募集要項に入るような仕組みは考えているのかどうか。これも今の段階でいいですから、教えて。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。町長の説明の中でグループ単位での申し込みというお話をさせていただいたところです。このグループ単位の、どのぐらいの範囲という部分もあると思うんですが、1回今回希望の変更のアンケートを出させていただいたときに、行政区単位でというような聞き方をしております。その際は余り大きな数はなかったんですが、ほかの聞く話として、例えば仮設住宅での一緒になった方とか、そういう新しいコミュニティというかグループというのもできてきているというようなお話も聞いております。

それで、グループでの申し込みという部分を今考えているのは、例えば2件、最初でいけば2件です。2件から一定程度の行政区単位、10件であるとかそのぐらいの方がまとまっても応募いただけるような形で考えております。ただ、それから重複した際の抽選の仕方、その辺については公平性を確保する上でちょっといろいろ工夫をしなければならぬ部分があるかと思えますので、そこはまだちょっと現在検討中のところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。実際に宅地を分譲するといっても、なかなかいろいろな要望、条件があって難しい作業だと思います。そこら辺、一つ一つ問題点があったら住民サイドに立ったような形でルールを決めながら進めてほしいと思いますが、先ほど第1回目で質問しましたように、年あけて早ければ宅地分譲に関しては4月、5月、6月あたりからできる部分が出てくる可能性があると思うんです。そうすると、先ほどの町長の第1回の回答としてはいろいろな情報を関係して年度末ということは3月末あたりには募集要項の形をつくりたいというような回答をもらっているんですが、それでよろしいのでしょうか。そこら辺、年度末前後、3月、4月には全体の画地割りみたいな新山下駅を例にします。例としてそこら辺まで段取り的にいくのかどうか。そこら辺のスケジュールの関係含めて教えてください。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。町長のご説明の中で年度末という言い方をさせていただきました。この部分につきましては、今用地買収であったりそれから画地割りの設

計、そのようなものを並行して、それから先ほどのグループ募集のやり方、そういう部分、かなり細かい部分の検討の方を行っている状況で、それらが全て順調にめどがつけられるという時期が3月末という形でお話をさせていただいたところであります。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今一生懸命工事しています。どんどんダンプが来て造成を図って、また土壌改良しながら災害公営住宅の関係も進んでいると思うんですが、実際の私たち一人一人がこれから再建に向けて家を建てているのと、事前の準備というのが相当個人的にも必要です。町の方も造成ができてからぼっとやりますというわけには簡単にはいかないと思うんです。例えば4月あたりに募集要項が順調にできたとしても、実際に建築が始まるぐらいまではどのぐらいの時間を要すればいいかというのは、個人の住宅の方は個人の問題ですからそれはとりませんが、町で最速で宅地が分譲を予定しているというのはそれでは大体何月ごろになるのか、今のところは予想しか言えないと思いますが、一つの目安として今の段階で第1期の住宅分譲が具体的に渡せる時期というのは大まかでいいですから今日の段階でお示しを願いたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。あくまでも全ての面が計画どおりに進んだ場合ということで、高久室長が前にお話しをさせていただいておりますが、目標としては26年6月ごろには何とか頑張りたいというふうには考えております。工区分けをしておりますので、一番早いところでその時期を念頭に入れて工事を進んでいるということでご理解を賜りたいと思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。順調にいつ工区割りが一番初めに宅地分譲がスタートするのが、募集は年度末、4月、3月、4月にしても6月ごろになるのではないかとというのが今の大現場の方の動き、こういう情報、近くなれば近くなるほど後で正確な情報を出してもらえばいいし、ただ、住宅地を希望する方、早期に建てたいという方はそういう全体の流れをきちんと理解しながら自己の準備に入るというような段階が年明けからスタートしますので、先ほど分譲については年度末あたりに詳細に詰めて周知することなので、そこら辺、忙しい中にも早目に募集要項を出してほしいということで、この質問を宅地分譲については終わります。

続いて、震災公営住宅の関係なんですが、これもこれから順次完成したら入居募集する。今度はいろいろな先ほどの通常公営住宅、払い下げ住宅、ペットの同居ができるとか車椅子対応住宅とか、先ほどこういう形で説明を受けているんですが、これも順次完成した部分、工区から募集をかけるということでよろしいのでしょうか、確認いたします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。公営住宅の部分の募集でございますが、先ほどの一般の宅地、戸建て住宅用地と同時に間取り、それから二戸一、単独、そういうのも全部お示しをした中で希望地を選んでいただく、希望住宅を選んでいただくという形で進めたいと思っております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。最終意向調査の中では災害公営住宅で、例えば払い下げを受けたい人とかそれはある程度正確につかんでいるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。数の方はアンケート調査により把握をしております。それに応じた画地割りをしているところであります。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。それでは再確認いたします。災害公営住宅にしてもある程度全

体像を出しながら、完成した部分から順次募集をかけていくという形の大きな、違いますか。それちょっと確認いたします。それでは、議長、すみません、もう1回、私の認識と違っているのもう1回だけこの災害公営住宅の募集の大きな方針だけ。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。申しわけありません。災害公営住宅につきましても、戸建て用地と同時に同じ形で募集をかけるという形で考えております。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。募集はかけるけれども、順次完成したある程度部分から入居させるということですよ。それはいいんですね、それで。はい、わかりました。

宅地も同じなんですけど、災害公営住宅にしても3月、4月になると具体的に現場ができてきたりとなるといつ入居できるのか。先ほど言ったようにそれなりの準備、心構えというのが結構必要です。それで、みんな約3年待って入居するということで、本当に待ちに待った次の段階に入るのかなと思いますので、そこら辺、複雑な計画にはなると思うんですが、しっかりとした形で進めてほしいと思います。

それで、ちょっと災害公営住宅の関係でもう1点だけ。先般9月定例会で町から公営住宅の方の管理関係、県の住宅公社に委託したいということが提案されたんですが、議会としては入居は顔の見える形で災害公営住宅の入居をやってほしいということで、修正した形で結果にはなったんですが、顔の見えるというとおかしいですが、こういうきめ細かな入居に対しての対応、仕方、これを県へ委託するとどこまでできるのかとか、そういう一つの不安のことも一つの私は要因だったと思います。それで、顔の見える入居というとおかしいが、先ほど言ったこれから約2年間順次始まる募集、入居、先ほど敷金の関係も出ましたが、そういうもろもろの対応について、町長、万全の体制で臨んでいただけるのかどうか確認いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。住宅の今後の管理の関係ということでございますが、理想とするところは議員ご指摘のような形ではあります。しかし、現実には非常に執行部も大変厳しい体制の中でもろもろの事業に取り組まざるを得ないという部分がございます。先ほどもお答えの中で触れさせていただきましたように、集団移転の元地の宅地の買い取り、あるいは津波被災の拡充支援策の申請の受け付け、全て即対応できる体制状況には残念ながらないというふうなことがございます。ですから、極力ご指摘のような形をとりたい、とらなければならないというふうに思っているんですが、いかんせん、限られた中でそれに対してどこまで体制を確保できるのかというのは執行部としても大変悩ましい問題でございます。ですから、一定のご理解をいただく中でできるだけ初期の入居関係については顔の見える関係を構築しつつも、一定の業務については早い段階からアウトソーシングできるものはそういうふうなやり方を、やりくりを考えていきませんとなかなか議会からのご要望にすんなりと対応できるのが非常に難しい状況もあるということをご理解いただければありがたいというふうに思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。住宅管理の完成したものの、管理はこれから考えましょうという形でなっています。私が言っているのは、入居の際に際していろいろな相談なり一番いい入居の方法なりそういう負担を少しでも町として、行政として軽減する必要があるのではないかと申し上げていますので、そこら辺、再度検討してほしい。検討ではないです。そういう形で対応してほしいということで、1件目の質問を終わります。

2件目の質問は築山の整備、これは前、同僚議員からの回答においても前向きに進めていくというふうにまず理解してよろしいでしょうね。それだけ、まず確認いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そういう方向で今調整を進めさせていただいているというよう
なことでご理解いただきたいというふうに思います。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。何もないところにつくれと私らも言っているわけではなく、今
回の東部地区、まして防潮堤関係、防潮林、そして公園をつくる中で大体4か所ぐらい
つくりたい。その4か所の位置でさっき私が今回質問している笠野のあの地区に対して
何らかの減災対策の一つとしてそういうものは町としてできることの一つとして真剣に
検討してほしいということで、避難道路は避難道路で本当に逃げるときの避難道路の今
回12月定例会の中でも予算がついています。早く拡充して準備してもらいたい。あと、
今回の築山も減災公園の位置をちょうどあそこら辺に持ってくれば、東に持ってくれば
今多分私の推測ですが今の12件とか10何件残ったというところは第二小学校なりJ
Aの建物の中で波の流れが変わったのか、これはあくまで私の推測ですが、そういう効
果は絶対あると思うんです。そういう減災公園の中にそういう築山として一つの減災対
策として町のできることの一つとして真剣に検討しているというので、国県を納得させ
てもらおう。それで足らなければ議会の方に相談してください。議員でもみんなでいろ
いろな形で陳情したりお願いしたり国に対してのアクションというのは議会は議会で起こ
せますので、そういう形でしっかり対策を実現してほしいと思いますので、そこら辺、
最後に町長にこの決意をお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。復興再生に向けましてもろもろの事業、もろもろの場面がある
わけでございますので、議会の皆様のお力もできるだけお力添えを賜ればありがたい、
心強いというふうに思いますので、その辺の場面をよく勘案しながらお力添えを賜られ
ばというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）7番齋藤慶治君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。次の会議は12月11日、午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5時52分 延 会
